

大瀬小

学校危機管理マニュアル

内子町立大瀬小学校

令和7年9月1日 改訂

〒791-3361

喜多郡内子町大瀬中央 4567

TEL (0893) 47-0002

FAX (0893) 47-0032

〈緯度・経度〉 緯度 33° 32' 27"

東経 132° 39' 22"

【目 次】

1	マニュアルの基本事項	
(1)	危機管理マニュアルの目的と位置け	1
(2)	危機管理の基本方針	2
(3)	教職員・関係者等への周知等	3
(4)	マニュアルの保管方法	4
(5)	マニュアルの見直しと改善	5
2	事前の危機管理	
(1)	地域・学校・校区の現状	6
(2)	危機管理の前提となる危機事象等	7
(3)	平常時の危機管理体制	9
	事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式	12
	危険箇所の分析・管理、点検の適切性の評価・改善	15
(4)	学校安全計画	16
(5)	運動時の安全対策	18
(6)	食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止	20
(7)	犯罪被害防止に関する日常管理	23
(8)	犯罪被害発生時(不審者対応)の避難訓練	24
(9)	インターネット上の犯罪被害防止対策	25
(10)	教育活動の様々な局面における未然防災対策	26
(11)	地震・火災発生時の避難訓練計画	29
(12)	避難経路	31
(13)	震災時の初期対応	32
(14)	学校災害対策本部・避難所の設置	38
(15)	避難所開設時の校舎での学校占有スペース・共有スペース	42
(16)	避難誘導後の二次対応	43
(17)	家庭との共有事項	44
(18)	児童の保護者への引き渡し	41
	引き渡しカード	46
(19)	地域・関係機関等との連携	49
(20)	関係機関の緊急連絡先一覧	52
(21)	通信・情報収集手段	53
(22)	緊急時持ち出し品の内容、重要書類等の保管・整備	54
(23)	教職員研修	55
(24)	安全教育	56
3	発生時(初動)の危機管理	
(1)	近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応	58
(2)	傷病者発生時の対応フロー	59
(3)	犯罪被害発生時の対応(不審者対応)フロー	63
(4)	犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー	64
(5)	交通事故発生時の対応フロー	65
(6)	火災発生時の対応フロー	66
(7)	警報等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置	67
(8)	地震発生直後の対応フロー(授業中)	68
(9)	国民保護情報(弾道ミサイル発射Jアラート)を想定した対応	69
(10)	原子力災害の対応(UPZ外)	70
(11)	校外学習中・校内行事開催中の事故・災害等が発生した場合の対応	71
4	事後の危機管理	
(1)	安否確認	72
(2)	被災児童の保護者への対応	73
(3)	児童、保護者への説明	74
(4)	報道機関への対応	75
(5)	教育活動の再開・心のケア	76
(6)	教職員の心のケア	79
(7)	調査・検証・報告・再発防止等	80

1 マニュアルの基本事項

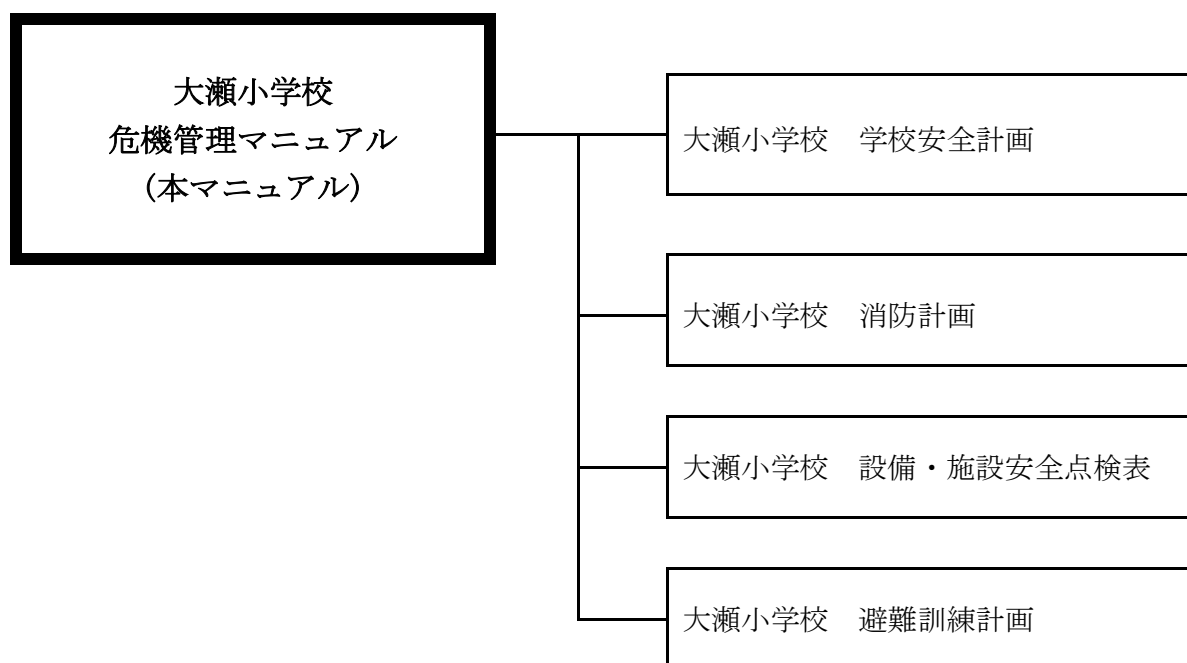
(1) 危機管理マニュアルの目的と位置付け

ア 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から児童及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。また本校は、内子町地域防災計画において、災害時の緊急避難場所に指定されている。

イ 関連計画・マニュアル等との関係

本マニュアルは、本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校におけるその他の学校安全に関する計画・マニュアル等（下図）と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。



(2) 危機管理の基本方針

◆ 本校における危機管理の基本原則

内子町立大瀬小学校における危機管理は、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の課題を踏まえつつ、以下の事項を基本原則として執り行う。

- 子供の生命、安全の確保を第一とする。
- 指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- 地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

◆ 危機管理のポイント

- 児童及び教職員の安全を確保するため、常に最大限の努力をする。
- 学校と児童、保護者、関係機関との信頼関係を保つ。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。
- 常に最悪の事態を想定し、被害等を最小限に留めるための対応を図る。

◆ 本校における危機管理の基本方針

- 危機発生に備え、本マニュアルに従って危機管理の体制を整えるとともに、訓練・研修等を通じて、各自の役割分担や緊急時の対応要領を習熟する。
- 学校の施設・設備、地域の実情等を十分に把握し、そこから想定される様々な危機を想定した危機管理体制を構築する。
- 教育委員会、警察・消防等の関係機関、保護者（PTA）、地域住民等との連携を図る。
- 危機の対応に当たっては、児童や教職員の命を守ることを最優先とし、危険をいち早く予測・予見して、危機の発生を未然に防ぐ。
- 万が一、危機が発生した場合は迅速に対応し、被害を最小限に抑える。
- 危機が収束した後には、再発防止と教育再開に向けた対策を講じるとともに、被害に遭った児童やその保護者等への継続的な支援を行う。

(3) 教職員・関係者等への周知等

ア 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し臨時的任用・非常勤の教職員は、担当者又は管理職からの個別説明	※本マニュアルに定める事項全般 ※各教職員の役割
職員会議等における周知	※季節ごとの注意点
毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習 4月…火災発生時の避難訓練 5月…災害発生時等の引き渡し訓練 6月…水難事故時の救急救命法訓練 7月…水泳授業時の安全確認 9月…地震・火災発生時の避難訓練 10月…ブラインド避難訓練 11月…火気使用時の安全確認 12月…愛媛県シェイクアウト訓練 1月…ブラインド避難訓練(火災発生時の初期消火) 2月…不審者対応避難訓練 3月…大規模災害時想定を図上訓練	※発生事象別の緊急対応手順 ※発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

イ 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	※新学年開始時期の学級活動 ※各種防災訓練 ※防災教育の学習	※想定される事故・災害等 ※事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ※事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	必要に応じて、資料配布を行う。 ※新入生保護者説明会 ※PTA総会 ※地区懇談会 ※定期PTA役員会	※想定される事故・災害等 ※事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ※事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者の対応

ウ 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校運営協議会協議会(コミスク大瀬)や学校評価委員会における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- ※大瀬自治会（自主防災組織） ※大瀬地区交通安全協会
- ※大瀬交番・大洲警察署(内子交番) ※内子消防署 ※大瀬地区消防団
- ※学校医・学校歯科医・学校薬剤師 ※内子町防災危機管理課
- ※ 関係機関の周知については、今後連絡・調整を行う予定。

(4) マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

ア 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ（原データ）	大瀬小学校校務パソコン 教頭フォルダ内 → 15 危機管理（事故災害報告） 避難計画 → ★危機管理マ ニュアルフォルダ
印刷製本版	1F／校長室・職員室（2部：前・後）・事務室・保健室・1組・ 2組・図工室・家庭科室 2F／23年・45年・6年・ワークルーム1～3・会議室・音 楽室・理科室・図書室

イ 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	*体育館内 *プールサイド(プール使用時期)
火災発生時対応手順	*家庭科室 *理科室
緊急通報手順・通報先	*職員室 *校長室

ウ 教職員への配布

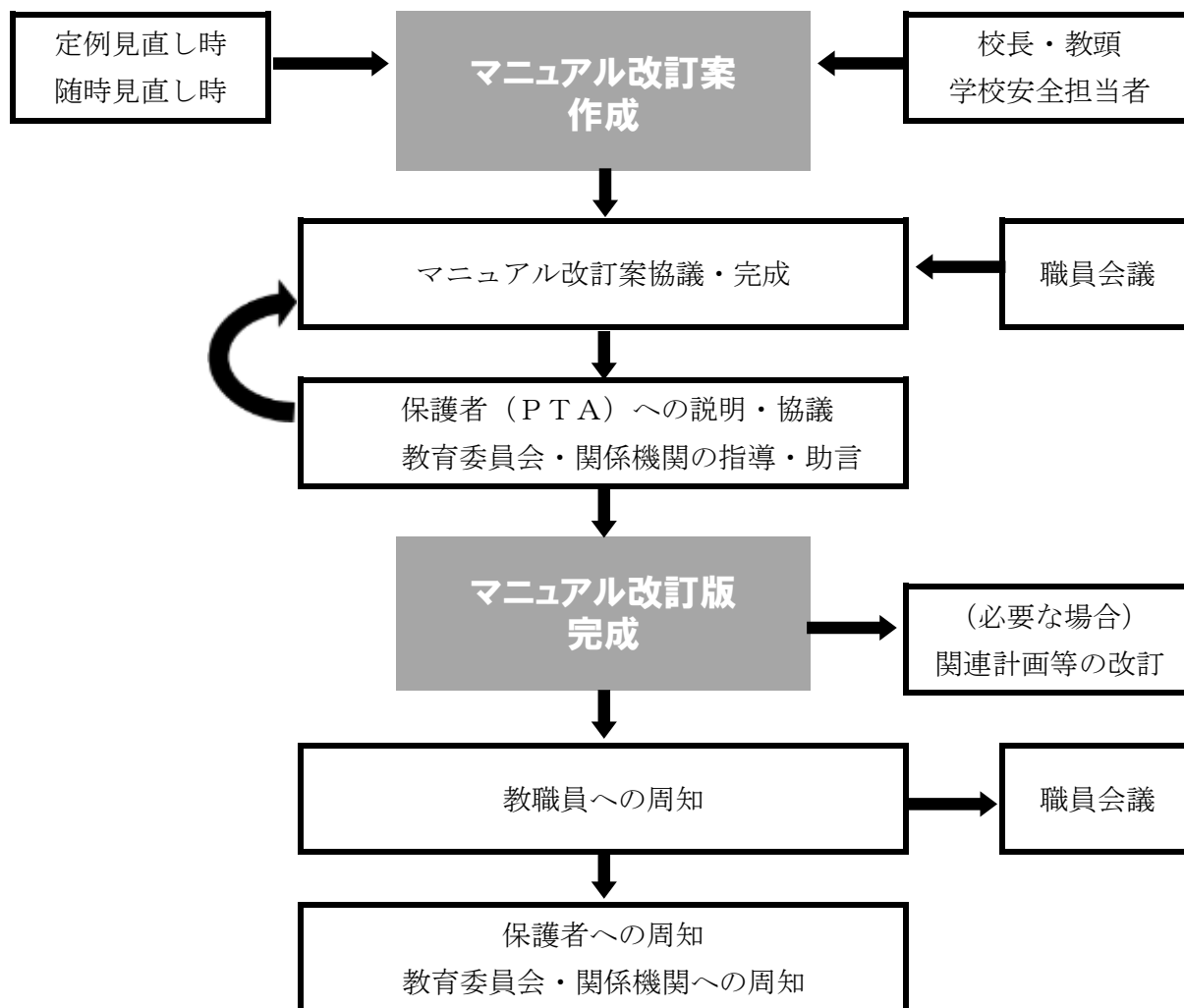
各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、冊子形式の本マニュアルを1部ずつ配布する。教職員は、本マニュアルの内容を習熟する。

(5) マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	*毎年度当初、及び人事異動があったとき *各種訓練・研修等を実施した後 *学校運営協議会・学校評価委員会等において関係機関と協議したとき
随時見直し	*内子町の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画・マニュアル等の改訂があったとき *各種ハザードマップの改訂、近隣における事故・犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき *先進学校の情報、その他マニュアルの見直し・改善に役立つ情報を入手したとき

見直し・改善の具体的な手順については、次図に示すとおりである。



2 事前の危機管理

(1) 地域・学校・校区の現状

ア 地域の特徴

本校の位置する内子町大瀬地区は、愛媛県の南予北部に位置し、校区の北東側に一級河川肱川水系の支流「小田川」が流れている。

堤防設置以前には、大規模な水害も地区内で発生していたが、平成 30 年に発生した西日本豪雨の際には、鵜川地区で洪水が発生したり、和田地区で土砂災害が起きたり、地域全体にわたって停電となった。

イ 学校、校区の現状

本校は内子町の東に位置している。海拔約 99m であり、津波浸水区域外である。

校舎は平成 28 年 12 月に新校舎が完成している。校区の中央を東西に国道が通り、国道の北側には土砂災害警戒区域も多数存在する。本校は小田川流域に隣接してはいるが、山側に位置しており、洪水、地震、火事の避難所となっているが、土砂災害の避難所にはなっていない。学校裏側は、土砂災害の危険がある。そのため、土砂災害は、避難場所として指定されていない。児童は徒歩通学とバス通学で、集団登校を実施している。国道の歩道を歩いてくる児童があり、登下校時の交通事故発生については十分配慮が必要な校区といえる。

学校在籍者	概要・その他
児 童	令和 7 年度 全校児童数 25 人・家庭数 21 1 年生… 0 人 2 年生… 6 人 3 年生… 3 人(支援員配置学級) 4 年生… 6 人(内、エピペン所持者 1 人) 5 年生… 3 人(内、特別支援学級在籍 1 人) 6 年生… 7 人(内、特別支援学級在籍 1 人)
職 員	全職員数 12 人 校区外通勤者… 12 人 町外通勤者… 3 人

本校に通う児童の世帯構造としては核家族世帯が多いが、三世代世帯(祖父母宅が隣接する場合も含む)も見受けられる。保護者は日中勤務している共働き世帯が多く、緊急時の連絡は携帯電話の登録がほとんどである。学校教育活動への理解や協力体制が定着しており、PTA 活動への参画に熱心な世帯も多い。また、代々この地に居住し地元に着した世帯が多く、地域活動も活発である。一方で、地域としての高齢化も進んでおり、日中の災害時には要配慮者となる住民も多い。

(2) 危機管理の前提となる危機事象等

ア 地震災害

内子町地域防災計画によると、本市で発生するおそれのある地震で想定されている被害等は、以下のとおりである。(国の科学的知見等に基づき、県内における最大クラスの想定地震を設定)

名称と地震の概要	被害想定等
南海トラフ巨大地震（陸側ケース）	6 強
安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震	5 強
讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震	4
石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震	4
石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震	6 弱

イ 洪水等による浸水被害

内子町の発行する「小田川洪水ハザードマップ」によると、校区北東側を流れる小田川で氾濫が発生した場合には、以下のような浸水被害の可能性が示されている。本校は、浸水想定外の区域に位置しているが、校区内の住宅地の周辺の最大浸水深は、約 5 m～10m未満と想定されている。（P 8：小田川洪水浸水想定区域図 参照）

ウ 避難所等の指定状況

内子町の「地域防災計画」では、本校は以下のとおり災害時の緊急避難場所・避難所として指定されている。

施 設 名	緊急避難場所				
	洪水	土砂災害	地震	大規模火災	原子力
内子町立大瀬小学校	○		○	○	

※収容可能人数 1,400 人（内子町地域防災計画 資料編 令和 2 年 3 月改訂）

エ その他、本校で想定される危機事象

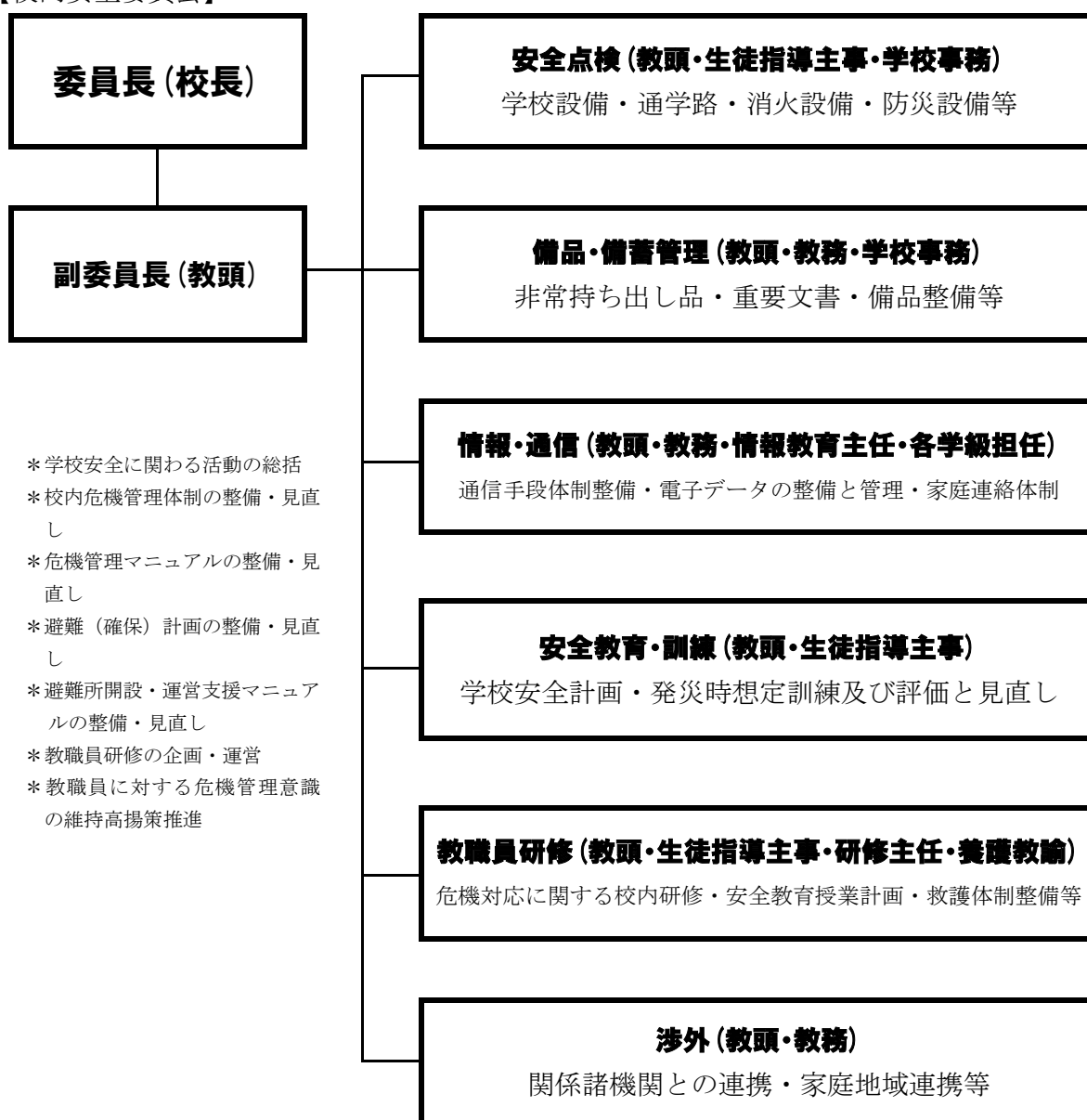
上記のほか、本校で想定される主な危機事象は、以下のとおりである。

危機事象		想定される事態(例)
生活安全	傷病の発生	熱中症、体育授業中・休憩時間中の頭頸部損傷その他の外傷、階段・ベランダ・遊具等からの転落、急病等による心肺停止等
	犯罪被害	不審者侵入、通学路上の声掛け・盗撮、学校への犯罪予告、校内不審物
	食物等アレルギー	学校給食や教材によるアレルギー・アナフィラキシー
	食中毒、異物混入	学校給食による食中毒、学校給食への異物混入等
交通安全	自動車事故	通学路上・校外活動中の自動車事故、通学用タクシーの事故
	自転車事故	放課後・休日等の自転車事故
災害安全	強風	台風などの強風による飛来物・停電など
	突風、竜巻、雷	突風・竜巻による家屋倒壊・飛来物、落雷
	豪雪	大雪による交通寸断、停電など
	火災	校内施設からの出火
その他	弾道ミサイル発射	Jアラートの緊急情報発信
	感染症	結核、麻しん、新型コロナウイルスなどの新たな感染症等
	その他	インターネット上の犯罪被害等

(3) 平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、校内安全委員会（下図）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。教頭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、事務職員、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全職員が組織的に日々の取組を推進していく。上記に加え、管理職は、職員会議、学年会、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

【校内安全委員会】



ア 非常変災時対応の基本

	地震（震度 4 以上）	風水雪害 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪） 警 報（大雨・洪水・暴風・暴風雪・大雪）
登校前	- 安全を確認し、登校（震度 4）（メール配信） - 震度「5 弱」以上は、原則「自宅待機」	- 原則「自宅待機」→「登校か臨時休業か」（①町内放送、②メール配信） （内子給食センターへの連絡は校長会より）
在校中	- 授業継続又は、打切り（メール配信） 打切りの場合、集団下校（引率） - 震度「5 弱」以上で、保護者への引き渡し	- 気象状況を見て判断（メール配信） ①学校待機 ②集団下校（引率） ③保護者への引き渡し
報告	- 教育活動への影響調査報告（① 8:10 ② 14:00） ※ 影響がある場合のみ - 文教施設等の災害報告（① 8:10 ② 11:40 ③ 速やかに（震度 5 以上）	

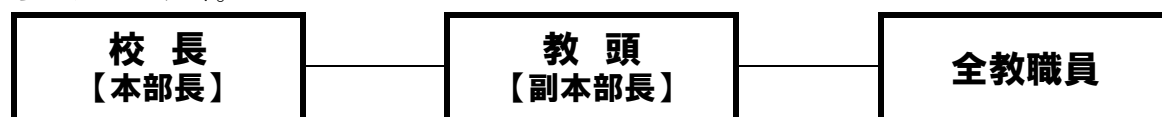
イ 教職員の参集体制等（夜間・休日）

	災害	参集者	通学路点検	安否確認	施設・設備点検
	震度 4 第 2 次配備	なし	×	×	後日
一次参集	震度 5 弱 第 3 次配備	管理職及び管理職が指定する者	○	状況判断	○
	震度 5 強		○	○	○
二次参集	震度 6 弱以上 第 4 次配備（避難勧告）	全職員（体調不良者、要支援者を扶養している者等除く）	○	○	○

※風水害に対する配備については、小田川水位で判断される。

ウ 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は次図のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長不在の場合には、本部長代理者より事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにしておく。



順位	役 職
1	校 長
2	教 頭
3	教 務
4	生徒指導
5	研 修

エ 危険箇所点検の実施

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。

● 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式等
定期点検	≪毎月実施対象≫ 校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ≪每学期実施対象≫ 遊具・夜間照明施設・樹木	教頭 管理担当者 点検担当者	校内施設の安全点検表 避難経路・避難場所の安全点検表
	≪下校指導時対象≫ 校地周辺・通学路 校外の避難経路・避難場所	生徒指導主事	目視や情報提供による危険箇所の把握
臨時点検	学校行事前後 （校内施設・設備）	教頭	運動会・学芸会・参観日等の行事開催時の確認
	災害時（校内施設・設備）	教頭	防火扉の動作確認
日常点検	通常の授業日 （使用する施設・設備）	学級担任 授業者	エアコン・照明・IT機器等の管理、感染症対策等
	理科薬品管理	理科主任 授業者	理科薬品簿への記入と担当者・管理職の確認

● 合同点検（保護者、地域、警察等と実施）

年度当初に「通学路の安全マップ」を基に、保護者・地域関係者・警察と合同で通学路の点検を実施する。その際、以下の点を確認する。

- ◇ 歩道や路側帯の整備状態
- ◇ 車との側方間隔や往来する車の走行スピード
- ◇ 右左折車両のある交差点や見通しの悪い交差点
- ◇ 沿道施設の出入口の見通し
- ◇ 渋滞車両・駐車車両の存在（日常的な状況）
- ◇ 通学路にある犯罪発生条件（死角、外灯の有無など）

● 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告（教職員、児童、保護者、地域等より）

学校生活を送る中で、あるいは教育環境や教育活動全般において、以下のような事態が発生した場合には、「事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式」を用いて報告し、必要に応じて修理等対策を講じる。報告された情報は、校内配置図・校外マップを用いて整理・集積し、校内安全委員会に蓄積する。なお、報告者は教職員だけでなく、児童、保護者、地域住民、関係機関等も含むものとし、情報を受け取った教職員は代理で様式に記録する。

- ◇ 事故に遭った。（見聞きした。）
- ◇ 事故や怪我には至っていないが「ヒヤリ・ハット」とした体験をした。
- ◇ 潜在的なリスクに気付いた。

※ 事故、ヒヤリ・ハット、気付き報告様式

報告者	教職員・児童・保護者・地域住民・学校関係機関
	報告者名： (代理報告者名：)
発生日	年 月 日 （ 曜日）
発生時刻	午前・午後 時 分頃
発生場所	
事象の内容	※主観を含めず、現状を具体的に記入
対応措置	※担当者や対応者の取った措置を、具体的に記入

【施設・設備のチェックポイント】

- 防火用扉、消火器、消火栓などが地震等の災害発生時にはすぐに使用できるよう点検・整備されているか。
- 廊下・階段・昇降口などには、避難の際の通行の妨げになる物が置かれていないか。
- 戸棚、書架、靴箱、ロッカー、テレビ、放送設備、ピアノ、掲示物などが倒れたり、落下したりしないように、しっかりと固定されるなど対策がとられているか。
- 暖房器具、ガスなどの火気の使用場所には、消火器などの消火器具が災害発生時に使用できるよう点検・整備されているか。
- 地震など災害発生時に必要とされる携帯ラジオ、ハンドマイク、メガホン、笛、懐中電灯などの器具や救急医薬品が常備され、使用できるようになっているか。
- 発火しやすい薬品や灯油などの安全管理ができているか。
- 自動火災報知設備や緊急放送設備が災害発生時に作動するように点検・整備されているか。

【点検のポイント（学校敷地内）】

場所等	予想される危険	点検結果	特記事項
遊 具	・ブランコや雲梯は、倒れる恐れがある。		
	・滑り台やジャングルジムは、破損する恐れがある。		
電柱 防球ネット	・倒れる恐れがある。		
国旗掲揚用 ポール	・倒れる恐れがある。		
樹 木	・高木が倒れる、枝が折れる恐れがある。		
記念碑	・倒壊する恐れがある。		
物 置	・倒壊する恐れがある。		
体育倉庫	・倒壊する恐れがある。		

※ 点検結果は次のように評価する。

- A—異状は認められない。または、対策済み。
- B—異状かどうか判断がつかない。分からない。
- C—明らかな異状が認められる。

【点検のポイント（教室等）】

点検のポイント(教室等用)

コピーして活用してください

(注) 本表は、平成27年度調査結果に基づき作成したもので、最新の調査結果と異なる場合があります。

普通教室

テレビ



(天吊りテレビ)テレビ本体は、天井のテレビ台に固定されている。
A. 是。 特設教室

(設置型テレビ)テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

テレビ台の転倒・転倒防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

収納棚



書物等は取付金で壁や床に固定しているか。
A. 是。 特設教室

書物等の上に重量物を置いているか。
A. 否。 特設教室

特別教室等

ピアノ



ピアノ等に寄り・転倒防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

パソコン



パソコン機送風の転倒・落下防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

天井



天井は、木片材(仕上げボード)に鉄骨等の露出は見当たらないか。
A. 是。 特設教室



窓・ガラス



窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。
A. 是。 特設教室

ガラス面に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。
A. 是。 特設教室

障子に変形(たわみ)、濁害、ガタつきは見当たらないか。
A. 是。 特設教室

簡易可能な窓のクレンジングはかかっているか。
A. 是。 特設教室

美術棚



美術品の転倒・転倒防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

美術品の書物等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。
A. 是。 特設教室

点検項目

点検結果	点検状況
A 異状は認められない。または対策済み	点検済
B 異状かどうか判断がつかない	再検
C 明らかな異状が認められる	再検

凡例

点検項目	点検場所
点検者	校長
点検箇所	普通教室 特別教室 (点検に付)
点検日	点検日
点検結果	普通教室 特別教室 (点検に付)
点検者	校長

【点検のポイント（屋内運動場等）】

点検のポイント(屋内運動場等用)

コピーして活用してください

● 日本は、このように、自国の利益を優先する傾向がある。従って、日本は、このように、自国の利益を優先する傾向がある。

屋内運動場

放送機器

本体の破損や取付金物に異常、破損等は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

内装(内装材)

内装にひび割れ等の異状は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

照明器具

照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

天井

天井材(仕上げボード)に腐蝕等の異状は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

体育器具

本体の破損や取付金物に異常、破損等は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

ピアノ

ピアノ等に腐り・粉砕防止対策も施されているか。
A-B-C
必要・交換

屋外等

外壁(外装材)

外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

空調室外機

空調室外機は傾いていないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

エキスパンション・ジョイント

エキスパンション・ジョイントのカーブが変形または外れていないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

エキスパンション・ジョイント

エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物や塵はついていないか。
A-B-C
故障・交換
必要・交換

点検結果	劣化状況
A. 異状は認められない、または対策済み	使用 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している
B. 異状がどうか判断がつかない、わからない	劣化 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している
C. 明らかな異状が認められる	劣化 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している 劣化している

凡例	
点検項目 点検項目 点検項目 点検項目 点検項目	点検項目 点検項目 点検項目 点検項目 点検項目

エ 危険箇所の分析・管理

把握した危険箇所について、校内にて対応可能なものは速やかに改善措置を取り、その旨記録する。校内のみでの対応が困難なものについては、以下の方針で校内安全委員会にて分析・対策・管理をする。

- ① 危険箇所をそのままにした場合に起こり得る事故・被害を具体的に想定する。
 - ・児童の振る舞い、行動を分析する（横断時の左右未確認、一時不停止等）。
 - ・大勢での移動、車椅子での移動など、多様な条件が存在することに留意。
- ② ①の想定結果が重大なものから優先的に対応を取る。
 - ・【物理的対策】例：業者に依頼して緊急修理、転落防止の防護策の設置、外灯の設置、植栽の剪定依頼等
 - ・【人的対策】例：スクールガード等の見守り活動、警察の協力を得た重点的な交通安全キャンペーン等
 - ・【児童等への指導・連携】例：特に注意して横断すべき箇所、犯罪発生危険箇所に対する重点的な街頭指導、PTA・地域と危険箇所についての共通認識をもつ等
- ③ 教職員のみで危険箇所のリスクが十分に判断できない場合は、内子町教育委員会を通じて専門家への調査を依頼する（専門家の点検に立ち会った際には、点検の方法や視点を学び、教職員のみでの点検時に活かす）。

オ 点検の適切性の評価・改善

安全点検担当者は、点検そのものの適切性を確保するために、毎年度末に、すべての点検について以下の視点から評価・改善点を整理し、次年度の点検表や分析・管理の仕組みの改善に努める。

- 安全点検で確認する箇所や観点は明確か。
- 安全点検の具体的な方法は明確か（実施者によって異なることはないか）。
- 安全点検で問題が明らかになった場合の対応は明確か（緊急修理、立ち入り禁止措置、教育委員会等への対応依頼等）。
- これまでの安全点検で問題が明らかになった点について、適切な管理がなされているか（危険箇所が放置されていないか）。

大瀬小学校学校安全計画

※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導

月		4	5	6	7・8	9	
項目		4	5	6	7・8	9	
月の重点目標		きまを守ろう	みんなで作ろう きれいな学校 きれいな大瀬	安全で楽しい 生活を送ろう	暑さに負けず 元気に遊ぼう ※夏休みを楽しく過ごそう	集団行動を すみやかにしよう	
道徳		規則尊重	生命尊重	思いやり・親切	勤労・努力	明朗・誠実	
安全 教育 全般	安全 生活	生活	・地域探検時の交通安全 ・道具の正しい使い方	・はさみの使い方	・野外観察時の交通安全 ・スコップの使い方	・虫探し、まち探検時の交通安全	
		理科	・野外観察時の交通安全 ・アルコールランプ、虫めがね、スコップの使い方	・台風と天気の変化 ・カバーガラス、スライドガラス、フラスコの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・地震による土地の変化 ・観察中の安全 ・ガラス管の使い方
		園工	・はさみ、カッターナイフ、絵の具、接着剤の安全な使い方	・コンパスの安全な使い方	・のこぎり、小刀、金づち、くぎ打ちの使い方	・木づち、ゴム、糸のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作
		家庭	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
		体育	・固定施設の使い方 ・運動の場の安全確認	・黒豆蒺藜、行動時の安全 ・運動会競技の安全な使用	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・陸上練習時の安全
	総合的な学習の時間	3・4年A「きらり大瀬のまち」・大瀬の地域を知ろう 3・4年B「フルーツタウン大瀬」・大瀬の地域を知ろう 5・6年A「Let's! SDGs!」「フルーツタウン大瀬」～果樹農家との交流～ 5・6年B「平和とともに」					
安全 教育 指 導	学年 生活 指導	1・2年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ◎避難訓練(防災・防火を含む)	●休み時間の約束 ●通学時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	●運動時の約束 ◎校庭や屋上の使い方 ◎避難訓練
		3・4年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動 ◎避難訓練(防災・防火を含む)	●休み時間の安全 ●通学時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ●見守っていただく人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ●自転車乗車のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の安全な使い方 ◎避難訓練
		5・6年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な委員会活動 ●事故から身を守る ◎避難訓練(防災・防火を含む)	●休み時間の事故とけが ●運動時の事故とけが	●雨天時の事故とけが ◎救急法、着衣水泳 ●自分自身で身を守る	●夏休みの事故と防止策 ●自転車の点検と整備の仕方 ●落雷の危険	●運動時の事故とけが ◎校庭や屋上で起こる事故の防止策 ◎避難訓練
	児童会活動	・代表委員会 ・1年生を迎える会		・ボランティア活動	・地区児童会	・保活動	
	主な学校行事等	・始業式・入学式 ・身体計測 ・春の交通安全運動 ・避難訓練	・遠足 ・運動会 ・修学旅行		・大掃除 ・小田原山宮泊活動	・秋の交通安全運動 ・避難訓練(登下校中の災害に対する備え)	
安全管理	対人管理	・安全な通学の仕方 ・固定施設・道具の安全な使い方	・生活のきまの確認	・プールでのきまの確認	・自転車のきまり ・校舎内での安全な過ごし方	・校庭や屋上での安全な過ごし方	
	対物管理	・通学路の安全確認 ・安全点検年間計画の確認	・諸設備の点検、整備	・教材・教員の安全点検、整備	・夏季休業前中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	
学校安全に関する組織活動		・登下校時の教職員、保護者の街頭指導年間計画	・校外における児童の安全面での行動把握、情報交換	・学校評価委員会	・危険箇所点検 ・地域パトロール	・秋の登下校時の教職員、交通安全母の会街頭指導	
校内外の研修		・通学路の状況と安全指導に関する研修	・緊急時の横内連絡体制、マニュアル点検	・心動森生法研修(PTA会)	・熱中症予防に関する研修	・防災に関する研修(避難訓練時)	
備考		春の交通安全運動			国民安全の日(7/1)	・防災の日(9/1) ・秋の交通安全運動	

10	11	12	1	2	3
めあてをもって 楽しい毎日を送ろう	みんなで仲良くしよう	進んで仕事をしよう	礼儀正しい子になろう	寒さに負けず がんばろう	最後までがんばろう
思いやり・親切	家庭愛	勇気	勤勉・努力	節度・節制	愛校心
・遊びの安全な行い 方	・見学時の安全	・火の危険性	・はさみの使い方	・安全な遊び方	・移植ごとの使い方
・太陽観察時の注意	・ポリ袋の利用の仕方	・鏡、凸レンズ、ガラス 器具の使い方	・アルコールランプ、 バーナー、蒸気皿の使 い方	・試験管、ビーカーの使 い方	・器具の整理整頓
・彫刻刀の管理と使い 方	・水性ニス、のり、糊の 扱い方	・竹ひご、細木の使い 方	・のこぎり、小刀、金づ ち、くぎ打ちの使い方と 管理	・木づち、ゴム、糸のこ、 ニスの使い方と管 理	・作品の安全な操作
・熱湯の安全な取扱い 方	・ミシンの使い方	・油の安全な取扱い方	・食品の取扱い方	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装
・鉄棒運動等の安全	・けがの防止(保健)	・ボール運動時の安全	・持久走時の安全	・跳躍運動時の安全	・器械運動時の安全
3・4年A「きらり大瀬のまち」・大瀬のきらり人を調べよう 3・4年B「きらり大瀬のまち」・みんながくらしやすい大瀬 5・6年A「地球は今」「フルーツタウン大瀬」～果樹農家との交流～ 5・6年B「ふるさと大瀬 新発見！」					
◎乗り物の安全な乗り 降りの仕方 ●園下の安全な歩行 の仕方	●安全な登下校 ●危ないものを見つ けたとき	●安全な服装 ◎冬休みの安全な過 し方	◎「おかしも」押さない、 踏けない、喋らない、 戻らないの約束 ◎避難訓練	◎身近な道路標識 ●暖房器具の安全な 使用	●1年間の反省 ◎けがをしないため
◎車内での安全な過 し方 ●校庭・遊具の安全な 遊び方	◎校庭や屋上の使い 方のきまり ●安全な登下校	●凍結路の安全な歩 き方 ◎冬休みの安全な過 し方	●「おかしも」の約束 ◎安全な服装 ◎避難訓練	◎自転車に關係のある 道路標識 ●暖房器具の安全な 使用	●1年間の反省 ◎けがをしやすいつ 間と場所
◎乗車時の事故とけが ●校庭・遊具の安全点 検	◎校庭や屋上で起る 事故の防止策 ●安全な登下校	●凍結路の安全な歩 き方 ◎冬休みの事故やけ が	◎災害時に持っていく 品物 ●安全な衣服の調節 ◎避難訓練	◎交通ルールと標識 ●暖房器具の安全な 使用	●1年間の反省 ◎けがの種類と応 急処置
・委員会発表 ・募金活動		・委員会発表 ・地区児童会	・委員会発表	・委員会発表	・6年生を送る会 ・地区児童会
・地方祭	・学習発表会	・大掃除	・避難訓練		・卒業式 ・終了式
・電車、バスの安全な 待ち方と乗降の仕方	・校外学習時の道路の 歩き方	・凍結路や雪道の歩 き方	・災害時の身の安全の 守り方	・道路標識の種類と意 味	・1年間の評価反省
・通学路の確認	・通学路の安全点検 ・緊急時の避難場所の 確認	・校内危険箇所の点検	・諸設備の点検、整備	・学区内の安全施設の 確認	・通学路の安全確認 ・安全点検の評価反省
・学校保健委員会	・健全育成部会	・年末年始の交通安全 運動の啓発	・地域パトロール	・学校評価委員会	・学校保健委員会
		・応急手当(止血等)	・防災に関する研修(訓 練時)	・校内事故等発生状況 と安全措置に関する研 修	
		・年末年始の交通安全 運動			・東日本大震災(3/11)

(5) 運動時の安全対策

ア 運動前の体調チェック

過去のデータからは、事前に健診等で心疾患のハイリスク群とされた児童でなくとも突然の心停止は起こることが明らかとなっている。そのため、どのような子供でも突然死は起こり得るものとして、万一の事態に備え、毎朝の健康観察時には児童の体調を欠かさずチェックすることとする。また、水泳大会・陸上大会に向けた練習や校内持久走大会等の学校行事の前には、保護者の参加同意書の提出を求め、事前の健康観察や体調管理を実施する。

イ 運動活動における頭頸部外傷等事故防止

① 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。また、担当教員は、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。また、活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。担当の教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や児童の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

- ・ 個人（スポーツを実践している人）の要因
- ・ 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ・ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ・ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

② 児童の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。

③ 疲れや体調不良など、日頃から児童の健康管理に十分配慮する。

④ 運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。

⑤ 指導担当の教員が活動場所に不在の場合は、他の教員に安全確認を依頼し、事故の起きやすい活動内容を避ける。

⑥ 大会等の参加に当たって、以下の点を確認する。

- ・ 適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
- ・ 大会中の児童の健康管理に配慮しているか。
- ・ 移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
- ・ 緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。

⑦ 担当の教員は、運動活動を行うに当たって以下の点について児童に十分指導する。

- ・ 基本的に児童自身が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくことが重要である。
- ・ 過剰な練習や無理な環境下での練習は、様々な事故の誘因となる危険性がある。
- ・ 長時間集中して活動していると判断力が低下してくるため、適切な休憩等の指示を担当の教員が行う。（体調不良等の観察、声掛け等）。
- ・ 自分自身が体調不良（頭痛、吐き気・気分不快等）を感じたときには速やかに担当の教員に伝える。

ウ 暑さ指数を用いた活動判断

校長は、児童の熱中症を予防するため、必要に応じて担当教職員に指示し、暑さ指数（WGB T）を用いた環境条件の評価を行うとともに、日常生活や運動の実施可否等に関する判断を下す。暑さ指数 35 以上となることが予想される「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、校長は、全ての関係者が熱中症対策を徹底できているかを確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更等を判断する。

熱中症（特別）警戒アラート発表時の対応

熱中症警戒アラート

日最高暑さ指数 33



前日午後 5 時頃及び当日午前 5 時頃

熱中症特別警戒アラート

翌日の日最高暑さ指数 35 が予測



前日午後 2 時



内子町環境制作室から校長へ「緊急メール」



全職員に通知、翌日（当日）の対応を検討。必要に応じて保護者へ連絡

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

(6) 食物アレルギー・アナフィラキシーの未然防止

ア アレルギー対応委員会の設置と学校全体の組織的な取組

校長を責任者とし、下表の関係者で組織するアレルギー対応委員会を校内に設置する。同委員会では、校内の児童のアレルギー疾患に関する情報を把握し、日常の取組と事故予防、緊急時の対応について協議し情報を共有する。取組プランや緊急時のマニュアルを作成する際には、医師が作成した管理指導表に基づき話し合いを進める。

※ アレルギー疾患の対応では学校、保護者、医師が連携して取り組むことが重要であり、そのためには管理指導表の活用は不可欠である。

委員長	校長	対応の総括責任者
委員	教頭	校長補佐、指示伝達、外部対応 ※校長不在時には代行
	教務主任	教頭補佐、校内連絡、指示伝達、外部対応
	養護教諭・保健主事	実態把握、主治医や学校医と連携、事故防止、教務主任の補佐
	栄養教諭(給食センター)	給食調理・運営の安全管理、事故防止
	給食主任	栄養教諭等の補佐、各学級における給食時間の共通指導徹底
	関係学級担任・学年主任	安全な給食運営、保護者連携、事故防止
	研修主任	校内研修の計画と実施

イ 食物アレルギー対応に関する教職員の役割分担

日々の取組に関する教職員の役割分担は以下のとおりとする。

校長 (教頭)	*校内の食物アレルギー対応の責任者であり、市区町村教育委員会等の方針の主旨を理解し、教職員に指導する。 *食物アレルギー対応委員会を設置する。 *個別面談を実施（マニュアルに定められた者と一緒に行う）する。 *関係教職員と協議し、対応を決定する。
全教職員	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プランを情報共有する。 *緊急措置方法等について共通理解を図る。 *学級担任が不在のときサポートに入る教職員は、学級担任同様に食物アレルギーを有する児童のアレルギーの内容等を把握し、同等の対応ができるようにする。
学級担任	*食物アレルギーを有する児童の実態や個別の取組プラン、緊急措置方法等について把握する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *給食時間は、決められた確認作業（指さし声出し）を確実に行之、誤食を予防する。また楽しい給食時間を過ごせるように配慮する。 *食物アレルギーを有する児童が給食を食べた様子や食べ残し状況等を記録し、実態把握に努める。 *給食時に教室を離れる場合には、事前に他の教職員に十分な引継ぎを行う。 *他の児童に対して、食物アレルギーを正しく理解させる。
養護教諭	*食物アレルギーを有する児童の実態把握や個別の取組プラン、緊急措置方法等（応急処置の方法や連絡際の確認等）を立案する。 *個別面談をマニュアルに定められた者と一緒に行う。 *食物アレルギーを有する児童の実態を把握し、全教職員間で連携を図る。 *主治医・学校医・医療機関との連携を図り、応急措置の方法や連絡先を事前に確認する。

ウ 食物アレルギー対応の手順

学校入学を契機として、食物アレルギー対応を下図のとおり進める。基本的には就学時健診や入学説明会などの機会が出発点となるが、在学中に新たに発症する場合や配慮・管理が必要になる場合もあるので、状況に応じて適切に対応する。

実施項目	内 容	実施時期
1 アレルギー疾患を有し、配慮・管理の必要な児童の把握	(A) 就学時の健康診断及び入学説明会の機会に、アレルギー疾患に対する配慮・管理を要すると思われる場合は申し出るよう促す。 (B) アレルギー疾患の児童に対する取組について相談を受け付ける旨の保護者通知を配付する。	11月～3・4月
2 対象となる児童の保護者への管理指導表の配付	○ (A) により申し出があった場合には、教育委員会等から保護者に管理指導表を配付し、入学予定校への提出を要請する。保護者からのヒアリングにおいて医師が学校での取組を必要としない場合や家庭での管理を行っていない場合は提出の対象外となる。 ○ (B) により相談の申し出があり、学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された場合には、学校が保護者に管理指導表を配付し、学校への提出を要請する。	11月～3・4月
↓	① 主治医による管理指導表の記載 ② 保護者が入学予定校（在籍校）に管理指導表を提出 ③ 必要に応じて、学校からさらに詳細な資料の提出を依頼 ④ ③の依頼を受けた保護者からの資料の提出	
3 管理指導表に基づく校内での取組の検討・具体的な準備	○ 校長、教頭、学級担任（学年主任）、養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が管理指導表に基づき、学校としての取組を検討し、「取組プラン（案）」を作成する。 ○ 養護教諭、栄養教諭／学校栄養職員等が中心となり、取組の実践にむけた準備を行う。 ① 個々の児童の病型・症状等に応じた緊急体制の確認（医療機関・保護者との連携） ② アレルギー取組対象児童の一覧表の作成（以後、個々の「取組プラン」とともに保管）	1月～3月・4月
4 保護者との面談	○ 「取組プラン（案）」について、保護者と協議し「取組プラン」を決定する。	2月～3月・4月
5 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における教職員の共通理解	教職員全員が個々の児童の「取組プラン」の内容を理解する。	2月～3月・4月
↓	「取組プラン」に基づく取組の実施（この間、取組の実践とともに、必要に応じ保護者との意見交換の場を設ける。）	
6 校内「アレルギー疾患に対する取組報告会」における中間報告	「取組プラン」に基づくこれまでの取組を振り返り、改善すべき点等を検討する。この際必要に応じ、保護者と連絡を取りながら「取組プラン」を修正する。	8月～12月
↓	取組の継続実施	
7 来年度に活用する管理指導表の配付等	配慮・管理を継続する児童の保護者に対し、次年度に活用する管理指導表を配付する。	2月～3月

エ 給食における対応

本校の学校給食における食物アレルギー対応の原則は以下のとおりとする。

- 食物アレルギーを有する児童にも、給食を提供する。そのためにも、安全性を最優先とする。
- 食物アレルギー対応委員会等により組織的に行う。
- 「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」に基づき、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。
- 安全性確保のため、原因食物の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とする。
- 学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み、無理な（過度に複雑な）対応は行わない。
- 内子町教育委員会より示される食物アレルギー対応の方針に基づいて対応するとともに、必要に応じて同委員会より支援を受ける。

オ 給食以外で配慮が必要な活動における対応

全教職員は、飲食だけでなく、ごく少量の原因物質を吸い込んだり触れたりすることでもアレルギー症状を起こす児童がいることを念頭に「取組プラン」に基づく対応を実施する。特に配慮が必要な活動については以下のとおり。

調理実習	*家庭科の授業で鶏卵、牛乳、小麦などを使った調理実習が行われる際にそれらの食物アレルギーを有する児童に対する配慮が必要になる。
牛乳パックの取扱	*リサイクル体験などで児童が給食後に牛乳パックを解体、洗浄、回収する場合があるが、この作業により牛乳が周囲に飛び散る。微量の牛乳が皮膚に接触するだけで全身症状を来す最重症の児童にとっては周囲で行われるだけでも大変危険なので、十分な配慮が必要である。
小麦粘土を使った図工授業	*小麦粘土で遊んだり造形をしたりするとき、粘土に含まれる小麦が皮膚に接触することによりアレルギー症状を来す児童がいる。 *小麦アレルギーの児童が在籍する場合には、粘土の原料にも留意すること。

カ 当事者以外の児童に対する説明

アレルギー疾患の児童への取組を進めるに当たっては、他の児童からの理解を得ながら進めていくことが重要である。その際、他の児童に対してどのような説明をするかは、他の児童の発達段階などを総合的に判断し、当事者である児童及び保護者の意向も踏まえて決定する。

また、学校教育全体を通じて、食物アレルギーを有する者への配慮等を含むアレルギーについての基本的な理解を促す指導を行う。

(7) 犯罪被害防止に関する日常管理

ア 校舎入口の管理

通常授業日の児童玄関施錠管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを児童及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を児童に徹底させる。

- 登下校時には、運動場東門、昭和園正門を使用する。
- 保護者自家用車による送迎の場合は、体育館側東門より進入し、駐車場で乗降する。
- 授業時間中は、児童玄関を閉める。休憩時間は、教職員が開ける。
- 教職員は、出勤・退勤時には、校舎北側職員通用口、児童玄関より出入りする。

イ 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- 不審者侵入防止のために、3段階（A：校門 B：校門から校舎 C：校舎への入り口）のチェック体制を整える。
 - A 来校者向けに、正門及び校舎正面玄関に「来校者の方は職員室へおいでください」の案内を掲示する。
 - B 来校者向けに、校舎の入り口や受付場所の案内を掲示し、通行場所を指定する。
 - C 保護者・一般来校者は、職員玄関に設置してある来校者記入用紙に必要事項の記入を依頼する。
- 来客の予定がある場合は、あらかじめ職員室前面の日程表に来校者を記入する。
- 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校目的や用務を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心掛ける。

ウ 校内の巡視

- 通常授業日は、毎日始業前に安全確認のため教頭が巡視を行う。昼の休み時間・放課後の計2回、当日の日直教職員が巡視を行う。放課後の巡視時には、校舎内の施錠を行う。

エ 校外の巡視・巡回

- 毎月第1金曜日には、担当の教職員が通学路の要所で登校指導を行う。
- 毎月1回、保護者の輪番による街頭安全指導を行う。
- 通学路の点検については、年度当初に、PTA・地域関係者・警察と合同で実施する。
- 長期休業中の校区内パトロールを実施する。
- 地域住民・保護者の協力を得て、登下校時の児童の見守り活動を啓発する。

(8) 犯罪被害発生時(不審者対応)の避難訓練

ア 避難訓練の目的

- 不審者侵入時において、不審者への教職員の対応及び児童の避難誘導が安全・円滑に行えるようにする。
- 不審者侵入時において、児童が安全な避難行動がとれるようにする。

イ 訓練の内容・手順

- ① 実際の事件発生の備え、具体的な進入場所・凶器の所持等を想定する。
- ② 不審者に気が付いた場合、必ず複数の職員が協力して対応する。
- ③ 対応している複数の職員の1名が、職員室に不審者侵入の報告をする。
- ④ 職員室で連絡を受けた職員は、校内放送をして、不審者侵入を児童・教職員に知らせる。その後110番通報する。併せて、教育委員会へ緊急連絡と支援要請をする。
※【放送内容】…『〇〇前(具体的な教室名等)』に昭和さんがこられました。先生方と児童の皆さんは準備をしてください。(2回繰り返す)」
- ⑤ 校内放送後、各階の職員は所定の位置(現場に向かう者・中階段付近で待機する者)につき、児童を教室内で1次避難させる。
- ⑥ 各教室の内側から施錠し(施錠するよう指示し)、児童を出入り口から一番遠い場所に移動させて待機させる。
- ⑦ 廊下の職員は、非常階段側の施錠を確認し、トイレ前等で待機するか、教室内で児童の安全を守る。
※ 不審者が、校舎に侵入していない場合は、渡り廊下や児童玄関を施錠する。
※ 警察が到着するまでは、現場に駆け付けた職員は不審者と対峙する。
- ⑧ 不審者は確保され安全が確認できたら、校内放送を行い、児童を体育館へ2次避難させる。
※【放送内容】…「児童の皆さんは、先生の指示に従って、体育館に集まってください。」
※ 担任は、教室内で人員の確認を行い、整列して体育館に避難する。
- ⑨ 状況により、保護者引き渡し等を行う。(本日は、校長が指導・講評を行う。)

ウ 注意点

- さすまたや棒、クマよけスプレー、消火器等を所持しておく。
- 静かに対応し、不審者が興奮しないような声掛けに努める。(正当な理由がある場合も想定する。)
- 退去せず、危害を加える意思がある場合は、協力して対応する。警察が来るまで校舎内に侵入させないようにすることが目的で、無理に取り押さえる必要はない。自らの安全も確保すること。
- 退去後も、他の場所から再侵入することが考えられるので、警察が来るまで、施錠して待機すること。
- 廊下の職員は、非常階段側を施錠し、中階段側で待機する。必要な場合は、非常階段から退避できるよう指示できるようにする。現場の職員と同様に、さすまたや棒、消火器等を所持する。
- 教室内の職員は、施錠して入り口付近で待機する。必要な場合は、椅子・机等でバリケードを作る。児童が落ち着くよう声掛けをする。

エ 事後指導及び、継続指導

- 避難訓練で学んだことを確認し、課題の発見と改善に努める。
- 校内研修等でグループ協議を行い、複数の意見を聞く機会を設ける。
- 関係諸機関の指導を仰ぎ、不審者に対する対応を確認する。

(9) インターネット上の犯罪被害防止対策

ア 最新事例の把握

校長は、インターネット上の犯罪被害を未然に防止するため、担当教職員に指示して年度初めに以下のウェブサイトを中心に最新事例や統計情報などを入手し、児童への指導に反映する。

- 警察庁「なくそう、子供の性被害。」
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/statistics/
- 公益財団法人警察協会「STOP! 子供の性被害～子供を性被害から守るために～」
<https://www.keisatukyokai.or.jp/pages/23/>
- 文部科学省「情報モラル教育の充実」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- 文部科学省「青少年を取り巻く有害環境対策の推進」
https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/ikusei/1354754.htm
- 警察庁・文部科学省「守りたい 大切な自分 大切な誰か」
https://www.mext.go.jp/content/20210311-mxt_kyousei02-100003330_1.pdf
- 文部科学省・内閣府「生命（いのち）の安全教育」
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

イ 家庭との連携

校長は、毎年5月を重点期間として学級担任に指示し、家庭でのスマートフォンやタブレットを用いたゲームやSNSの利用（時間及び内容、フィルタリングの設定、留意点等）について、児童と保護者で話し合ってルールを策定し、実際にルールを守る取組を推進する。

なお、ICT機器の利用は年々低年齢化していることから、低学年のうちからこの取組を進めることとする。

ウ 一人一台整備のGIGA端末利用時の注意点

発達段階に応じた情報教育の指導対応表をもとに、ICT機器操作の技能や情報モラルについて習得できるようにする。安全な使用方法や、危険回避の技能等について指導する。

(10) 教育活動の様々な局面における未然防災対策

ア 各教科の学習時間・休み時間・クラブ活動等における対策

(ア) 各教科の学習時間

授業開始前の確認：非常時の避難経路、避難場所、机の下への避難方法などの再確認。

授業中の安全確保：地震発生時の机の下への避難、火災発生時の初期消火と避難誘導。

実験・実習時：危険物の管理、緊急停止の手順、負傷者の応急処置。

特別教室：理科室、図工室、家庭科室など、それぞれの教室に応じた避難経路と安全対策。

(イ) 休み時間

校庭：遊具の安全点検、危険箇所の把握、緊急時の避難場所の周知。

廊下・階段：避難経路としての確保、走らないことの指導、転倒防止対策。

教室：緊急時の避難方法の再確認、安全な場所での待機。

トイレ：地震時の姿勢（しゃがむ、頭を守る）、緊急時の連絡方法。

(ウ) クラブ活動

活動場所ごとの安全確認：屋内・屋外、体育館、グラウンドなど、それぞれの場所に応じた危険予測と対策。

指導者による安全管理：活動中の事故防止、緊急時の対応。

移動時の安全確保：校外活動時の事前調査、移動手段の安全確認、緊急連絡体制。

用具の安全点検：使用する道具や設備の定期的な点検とメンテナンス。

(エ) その他

発達段階に応じた指導：低学年には具体的な指示と行動、高学年には状況判断と協力的行動を促す。

継続的な見直しと改善：災害の教訓や訓練の反省を踏まえ、マニュアルや対策を定期的に見直す。

保護者との連携：防災に関する学校の取り組みを保護者に周知し、家庭での備えについても協力を求める。

イ 校外活動における危機未然防止対策

(ア) 事前の検討・対策

遠足、社会科見学、移動教室、修学旅行、その他の校外活動について、児童の安全確保の観点から以下の点についての事前の検討・対策を講じることとする。

校外活動全般	● 校外活動先における地域固有のリスク(津波・土砂災害などの自然災害、その他の事故・災害の危険性)を調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される事故・災害等が発生した場合の対応を検討する。 ● 事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等(AED 配置場所、病院・警察署等)を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。 ● 訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。 ● 引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法について検討する。 ● 災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等について確認し、全引率教職員間の共通認識とする。 ● 緊急時の連絡体制(医療機関、学校、保護者)を整備し、確実に機能するかを事前に確認する。 ● 一人で避難できない児童への対応について検討する。
宿泊を伴う活動・食に係る活動※ (食物アレルギー対応)	● 食物アレルギーをもつ児童についての情報と緊急時対応について、すべての引率教職員間で共有する。 ● エピペン®等持参薬の管理方法について、確認する(教職員が管理する必要がある場合には引率方法を検討)。 ● 工場見学や体験学習など、食に係る活動があれば、その内容を十分検討する。 ● 宿泊先や訪問先施設に対し、食物アレルギー対応態勢、実績、どこまでの対応が可能か等について確認する。その際、食事内容だけでなく、そばがら枕の使用など、触れたり吸い込んだりすることも発症原因になることに留意する。 ● 宿泊先や訪問先での食事や活動内容について、保護者と協議をする。 ● 万一アレルギー症状が発症した場合に備えて、以下の準備をする。 ➢ エピペン®等持参薬の使用方法的再確認 ➢ 搬送可能な医療機関の事前調査 ➢ 円滑な治療を受けるため、(必要に応じて)主治医からの紹介状を用意

※注意が必要な活動：調理実習、牛乳パックを使った工作、小麦粉粘土を使った活動、遠足(児童同士の弁当のおかずやおやつ交換)、社会科見学、豆まき、植物の栽培、給食ではない飲食を伴う活動

(PTA主催イベントの模擬店など)、アレルギーとなる食品の清掃 等

(イ) 校外活動の携行品

校外活動引率時の主な携行品は以下のとおりとする。なお、必要に応じて追加することを検討する。

☐ 緊急連絡体制表	☐ 児童名簿（緊急連絡先を含む）
☐ 訪問先の地図等（避難経路・避難場所）	☐ 緊急搬送先医療機関の情報
☐ 携帯用救急セット	☐ 携帯電話・スマートフォン
☐ モバイルバッテリー	☐ 携帯ラジオ端末
☐ 笛（危険を知らせるため）	

(ウ) 校外学習開始時の対策

校外学習開始時には、以下の対策を講じることとする。

- 現地に到着直後に、引率職員間（必要に応じて児童も含む）で、緊急時の対処方法を確認する。
- 校外活動開始時に、児童に対して下記のとおり、活動中の留意事項の指導を徹底する。
 - ・引率教職員の指示をよく聞くこと
 - ・一人で行動しないこと
 - ・集団を離れる場合は引率教職員に断ること
 - ・（食物アレルギーを持つ児童がいる場合）弁当のおかずやおやつを交換しないこと
- 学校側では、職員室の校長机の校外活動簿に、校外活動時間・内容・引率教職員連絡先等を掲示する。

ウ 校内行事に際しての危機未然防止対策

校長は、入学式、卒業式、運動会、学校開放等の校内行事における危機未然防止として、担当教職員に指示して、以下の対策を講じるものとする。

なお、本校を会場としてPTA等がイベントを主催する場合についても、同様の対策を取ることを主催者側と事前に確認する。

(ア) 事前準備

- 学校施設の開放部分と非開放部分を明確化し、事前配布する案内に明記する。非開放部分については立入禁止箇所として掲示物・テープ等で示す。
- 行事会場からの非常口、避難経路、避難場所等について確認する。（行事参加予定人数と、非常口の箇所数、避難経路・避難場所の広さなどを確認）
- 行事の受付（来訪者の身元確認と出席者用のリボン渡し）についてPTAに依頼する。
- 特に運動会については、参加者の数が多くなることから、開催前後も含めた学校周辺の常時パトロールを、PTA及び地域ボランティアに依頼する。

(イ) 校内行事当日の対応

- 行事の来賓には、受付にて招待状を提示してもらう。確認後、出席者用のリボンを渡し胸の位置につけるよう求める。
- 児童保護者には、保護者カードをカードホルダーに入れて必ず持参し、胸の位置につけるか首から下げるよう求める。忘れた者には当日限りのカードを配布する。
- 行事中、教職員は担当を決めて校内（非開放部分を含む）を巡回し、リボンや保護者カードを身に着けていないものがないか確認する（いた場合には声掛けし、身元を確認）。
- 行事中の災害に備え、行事開始前に参加者には会場の非常口や避難経路、避難場所を伝達する。あわせて、校内立ち入り禁止区域についても説明し、理解を得る。

(11) 様々な事故・災害に対する避難訓練計画

定期的な訓練は、教職員・児童の防災に関する意識・認識を高めるには極めて有効である。その目的が達成できる避難訓練を行うために、以下の点に留意し計画を立て実施することが大切である。

- ① 発生時刻や被災の程度、授業中・休み時間・放課後等さまざまな場面(予告なしの訓練を含む)を想定した実践的な避難訓練を工夫する。
- ② 様々な災害発生状況を想定し、全職員が、誰でも・いつでも【避難所開設・安否確認】
【避難指示・救助要請】【児童安全確認・避難誘導】の役割が担えるよう、年間を通じてブラインド訓練を実施する。
- ③ 在校時、登校時、在宅時の避難場所・避難経路の確認をしておく。
- ④ いろいろな場面を想定し、児童の保護者への引き渡し方法を検討しておく。
- ⑤ 地域の関係機関と連携を図り、防災意識を高める。特に、年度当初に消防署との通報訓練を実施し、発生時を想定した訓練に努める。

ア 年間の主な避難訓練内容

毎月1回、異なる発生事象を想定して実施する実働訓練又は図上演習を実施する。

- 4月…火災発生時の避難訓練
- 5月…災害発生時等の引き渡し訓練
- 6月…水難事故時の救急救命法訓練
- 7月…水泳授業時の安全確認
- 9月…地震・火災発生時の避難訓練
- 10月…ブラインド避難訓練
- 11月…火気使用時の安全確認
- 12月…愛媛県シェイクアウト訓練
- 1月…ブラインド避難訓練(火災発生時の初期消火)
- 2月…不審者対応避難訓練
- 3月…大規模災害時想定を図上演習

イ 【指導案例】

地震避難訓練(普通教室)実施計画例

1 日時 令和〇〇年〇月〇日() 第〇校時

2 目的

- (1) 地震に対して、沈着冷静な態度で行動し、身の安全を守ることができる。
- (2) 地震発生時の初期避難の対応を徹底し、被害を最小限に食い止めることができる。

3 想定 午前〇時〇分 強震発生(余震と火災のおそれがある。)

4 訓練過程

時間	児童の動き	教師の動き	留意事項
4分	1 放送による第一報『地震発生』を聞く。 ○ 担任(授業者)の指示で防衛行動をとる。 地震です。(頭を守りなさい。机の下にもぐり、机の脚をしっかりと持ちなさい。) 2 第二報を最後まで静かに聞く。	○ 児童の行動制止、防衛行動の指示をする。(教師も安全確保) ○ 体育館等の場合は、安全な場所で、頭部を守る姿勢をとらせる。 ○ 放送を静かに聞かせる。	○ 本部より第一報を流す。 ○ 児童の防衛行動をしっかり確認する。 ○ 担任(授業者)は、出口を確保し、火気始末をする。

8分	地震がおさまりましたが、引き続き余震の恐れがあります。先生の指示に従って避難してください。		○ 本部より第二報を流す。（担架や薬品を用意する。） 避難場所；運動場（プール側サッカーゴール前）
	(1) 避難指示を聞く。	○ 避難指示を出す。	○ 指示を徹底させるために絶対に話をさせない。
	頭を守るものを頭の上のせて、すぐに並びなさい。	避難誘導をする。 ・ 避難経路の安全確保 ・ 廊下等は真ん中を通行。	○ 残留者にも留意し、途中でも指導しながら避難する。
	(2) 担任（授業者）の指示に従って、静かに避難する。	○ 確実に点呼し報告する。	○ 避難先の状態を考慮する。
	「お・か・し・も・ち」を守って、避難しなさい。		○ 規律ある機敏な行動をとらせる。
	3 運動場に避難・整列する。 学年毎に整列し、点呼を受ける。		○ 上履きを雑巾できれいにした後教室に戻る。
	4 校長先生の指導・講評を聞く		○ 事後指導を行う。
	5 教室に入る。		
	6 学級ごとに反省する。		

6 避難時の担当者

以下のように、避難時の担当者を位置づけるが、不在の場合は、居合わせたものが瞬時に対応できるようブラインド訓練等で確認する。現状に合わせた役割が、誰でも・いつでも担えるよう、日頃から研修を行うものとする。

避難場所開設担当 避難キャビネット持出担当	諸機関への連絡担当 校内指示担当	児童安全確認避難誘導担当 現場の初期対応担当
校長・養護教諭 - 避難キャビネットに職員室校長机袖引出内の避難用品を持ち出す。 - 即座に避難場所を開設し、全校児童の安否を確認する。	教頭・教務・学校事務 - 校内放送等を用いて、災害情報を集約し、避難指示を出す。 - 消防・警察・町教委等との連絡、救助要請等を行う。 - 災害の状況により、重要書類等を持ち出す。	学級担任 - 教室棟フロアごとに児童の安否確認を行い、避難経路や残留者・避難困難者の有無を確認し、避難誘導する。 - 災害の現状に合わせて、初期対応（消火等）を行う。

ウ 課題解決に向けた評価と改善

P D C Aサイクルを用い、実践と評価、課題の発見と改善を常時行う。

- 各避難訓練実施後に、振り返りや反省を行う。また、年に1度避難計画の見直しを行う。
- 職員会や校内研修時に各役割を担当したチームでグループ協議を実施する。
- 災害発生時の状況や児童の安全確認と把握、避難誘導等の一連の流れを振り返り、課題解決に向けた全体協議を行う。

(12) 避難経路（一例）



(13) 震災時の初期対応

ア 初期対応における基本的な考え方

大きな災害が発生した場合、限られた時間の中で、児童の安全を最大限に確保するためには、「何を」「どうすべきか」を明確にして、いつでも誰でもが、とっさに行動できるようにしておくなければならない。

そこで、防災マニュアルは、次のような観点から作成した。

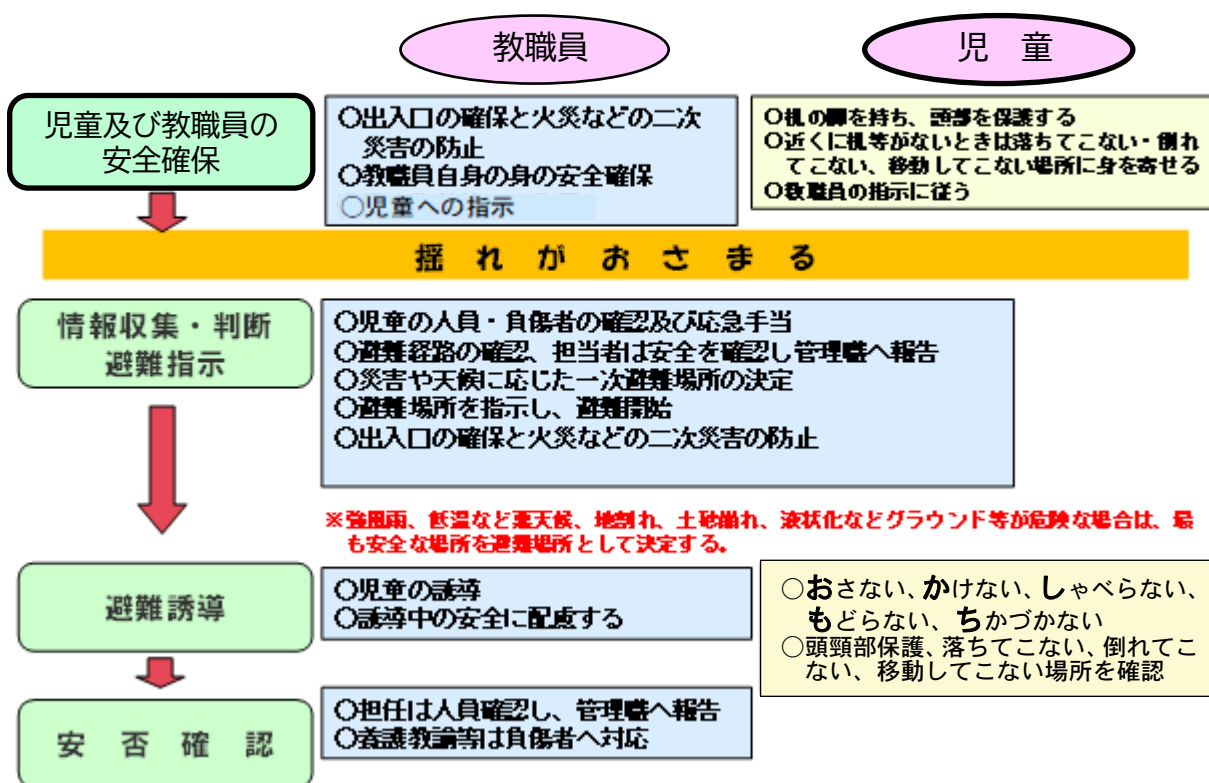
- ① 突然の災害においては、児童の生命を守ることが最優先である。そのためには、災害発生から避難完了までの対応が重要である。災害発生から安全確認、避難決定・避難完了まで、どのように対応すべきかを示した。
- ② 初動体制の基本型として、ここでは授業中における地震発生から避難・安全確認までの動きを想定した。それ以外にも、休み時間、登下校中などさまざまな場合が想定されるが、個々のケースについては防災マニュアルの基本型をもとに、予想される災害の状況と対応について示した。
- ③ 避難後の救急措置や保護者への引き渡しをはじめとする必要な対応は、その時々状況によって左右される。学校防災マニュアルに示した基本的な対応をもとに学校の実態や地域の実状に応じて具体化する必要がある。

イ 震災時の基本行動

児童生徒の安全を守るためには、激しい揺れが起こっている間の危険回避とそれに引き続く緊急避難誘導が重要である。余震が続くことも想定に入れながら、災害発生から避難経路の安全確認、すばやく安全に避難誘導を完了することが求められる。

状況	激しい揺れ (余震)	揺れが止まって (校舎内の安全確認)	避難決定 (校舎外に避難)	安否確認 (保護者への連絡)
基本行動	・放送を聞く。 ・頭を守る。 (ダンゴムシのポーズ)	・避難口の確保 ・火気、電気の始末 ・避難指示の放送	・避難路の安全確認 「お・か・し・も・ち」 の徹底	・人員点呼→本部 ・負傷者への対応 ・保護者への引渡
	【指示の基本】 ○ガラスや棚から離れなさい。 ○机の下にもぐって机の脚を持ちなさい。 ○頭を守りなさい。 ※ 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所を確認		【第1次 避難場所】 運動場(鉄棒前) ※水害・土砂災害時； 校舎2階 【第2次 避難場所】 大瀬自治センター・米蔵・大瀬の館 * 津波は想定しない。	

児童在校時の初期対応



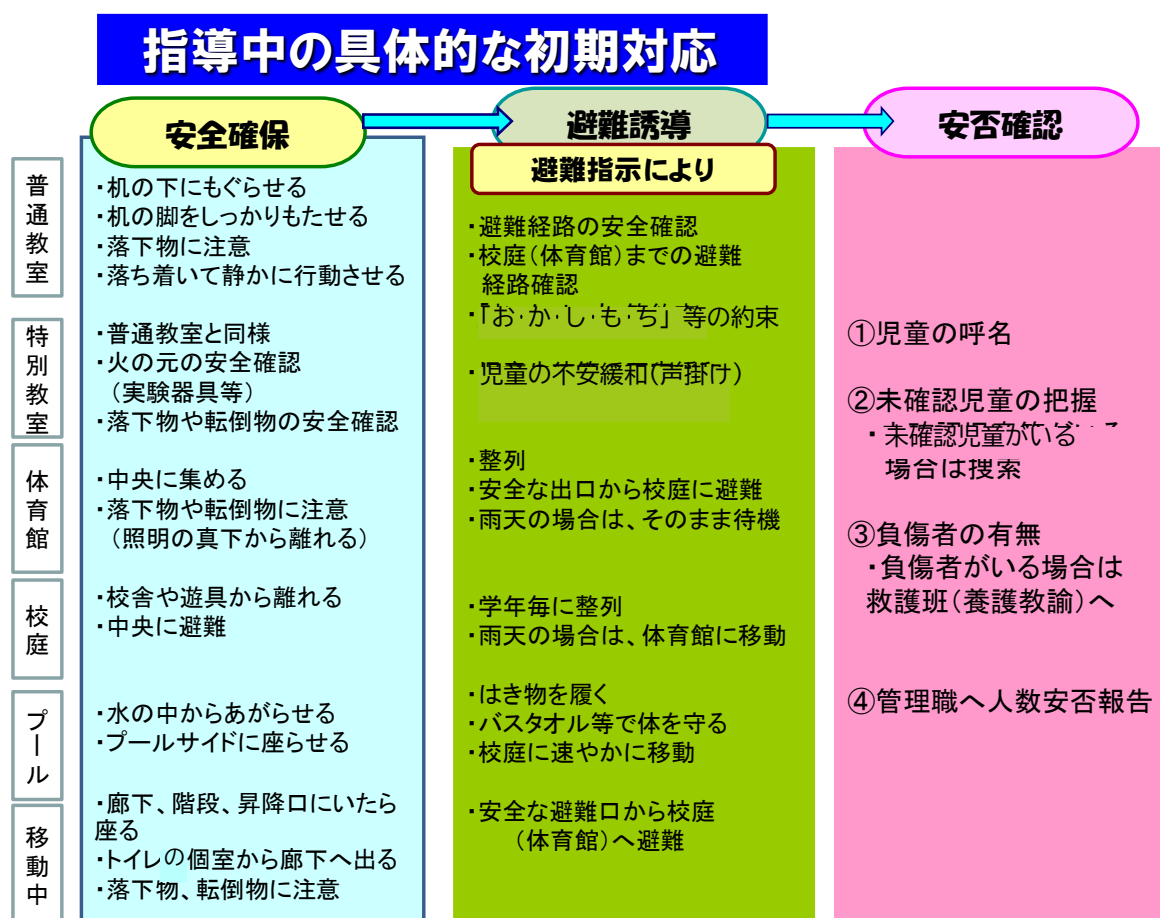
○ 行動マニュアル①（在校時）

- ① 地震発生と同時に机などの下に入る。頭には、できるだけ落下物を防ぐことのできるものをのせる。（教科書類、文房具）
- ② 先生の指示や放送での指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。
- ③ 避難方法や指示のあった場合には、学用品など何も持たないで、上履きのまま避難する。
- ④ 避難の途中で教室など校舎内に戻らない。
- ⑤ おさない、かけない、しゃべらない、もどらない。（おかしもちの約束）
- ⑥ 前の人が転んだ場合は、すぐ立ち止まり手を挙げて「転んだ人がいます。」と前の人と後ろの人に知らせる。転んだ人が立ち上がってから避難する。
- ⑦ 教師の許可無くして、集合場所を離れたり、帰宅したりしてはならない。

○ 行動マニュアル②（在校時の危険な場所情報）

- 次の場所は危険なので近寄らない。近くにいるときは、すぐに離れる。
- ・ピアノ ・蛍光灯、大型LED照明の下 ・バスケットゴール下 ・本棚の近く
 - ・理科室、理科準備室のガラス器具棚、薬品棚の近く
 - ・校舎の建物のすぐ近く ・下駄箱、遊具
 - ・物置、国旗掲揚台、電柱、防球ネット、記念碑

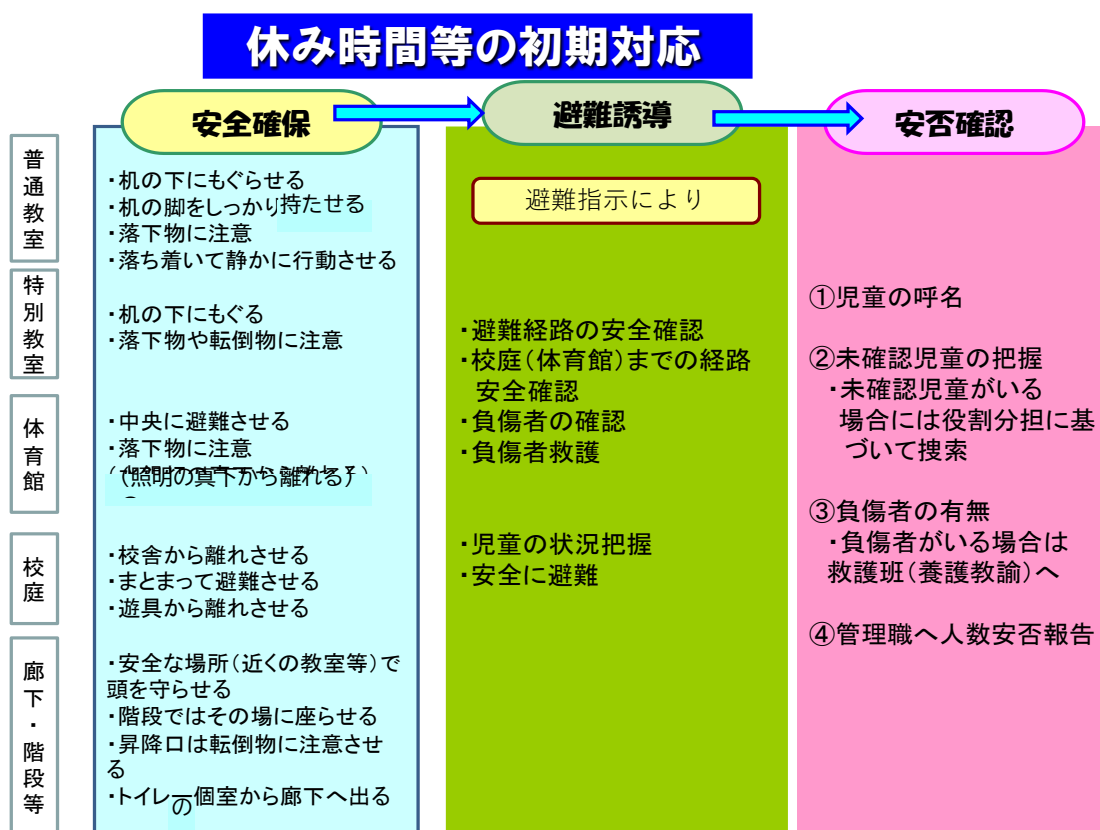
エ 指導中の具体的な初期対応



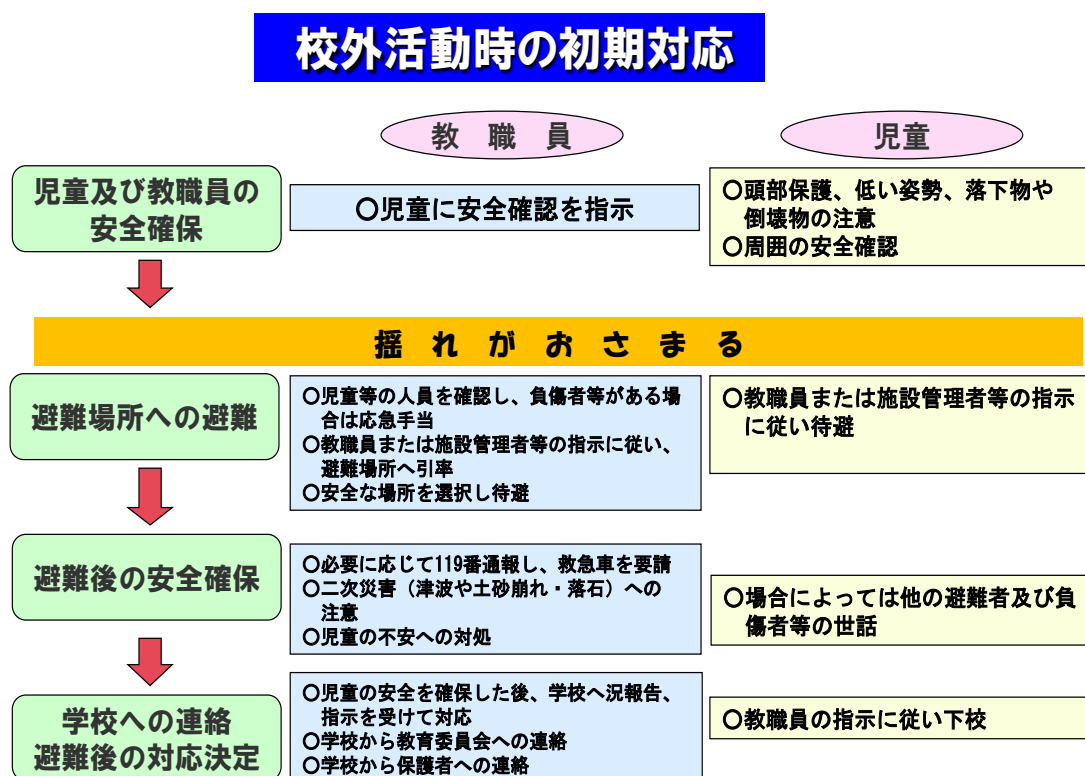
○ 災害発生時における予想される状況と教職員の対応（特別教室等）

場 所	予想される状況	教師の指示
理科室 家庭科室	○ 薬品棚が転倒し、薬品が散乱 ○ アルコールランプが倒れ、出火 ○ 使用中のコンロから出火 ○ ミシン等の落下による負傷や使用中のアイロン・熱湯等による火傷	「その場にしゃがんで、頭を守れ」 「薬品に近付くな」 「火を消せ」（コンセントを抜く） 「〇〇を押さえろ」 「〇〇から離れろ」
音楽室	○ ピアノの移動 ○ スピーカー等の落下	「ピアノやスピーカーから離れろ」
図書室	○ 本棚の転倒 ○ 本の落下	「真ん中へ行け」 「しゃがんで、本で頭を守れ」
図工室	○ 棚の転倒 ○ 電動のこぎり等の移動	「（電源を落として）離れろ」（コンセントを抜く）
コンピュータ室	○ モニター、本体の落下	「落下物に気をつけろ」

オ 休み時間等の初期対応



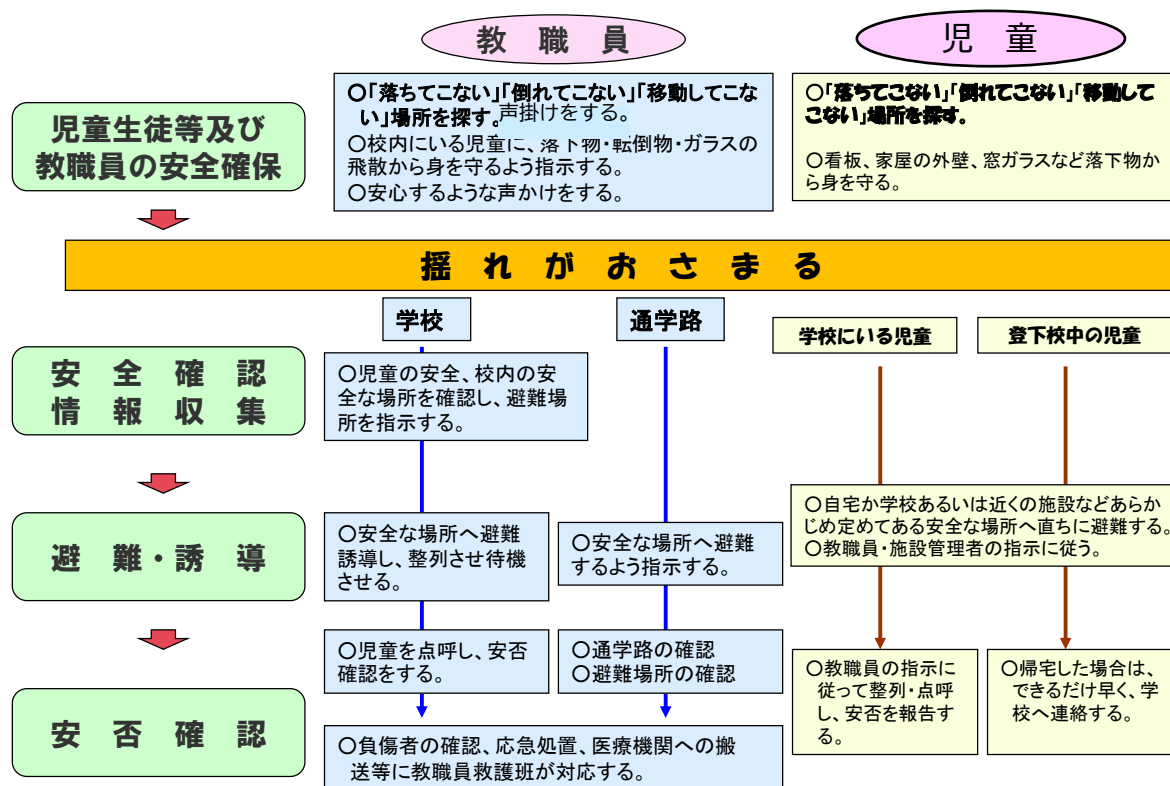
カ 校外活動時の初期対応



* 校外活動に際しての事前確認及び事前指導

- ・見学先の避難経路・避難場所の確認と施設管理者等との安全面について打ち合わせ
- ・校外活動時の留意事項の指導徹底(指導者の指示をよく聞くこと、一人で行動しないこと、トイレ等で集団を離れる場合は連絡をすること等)

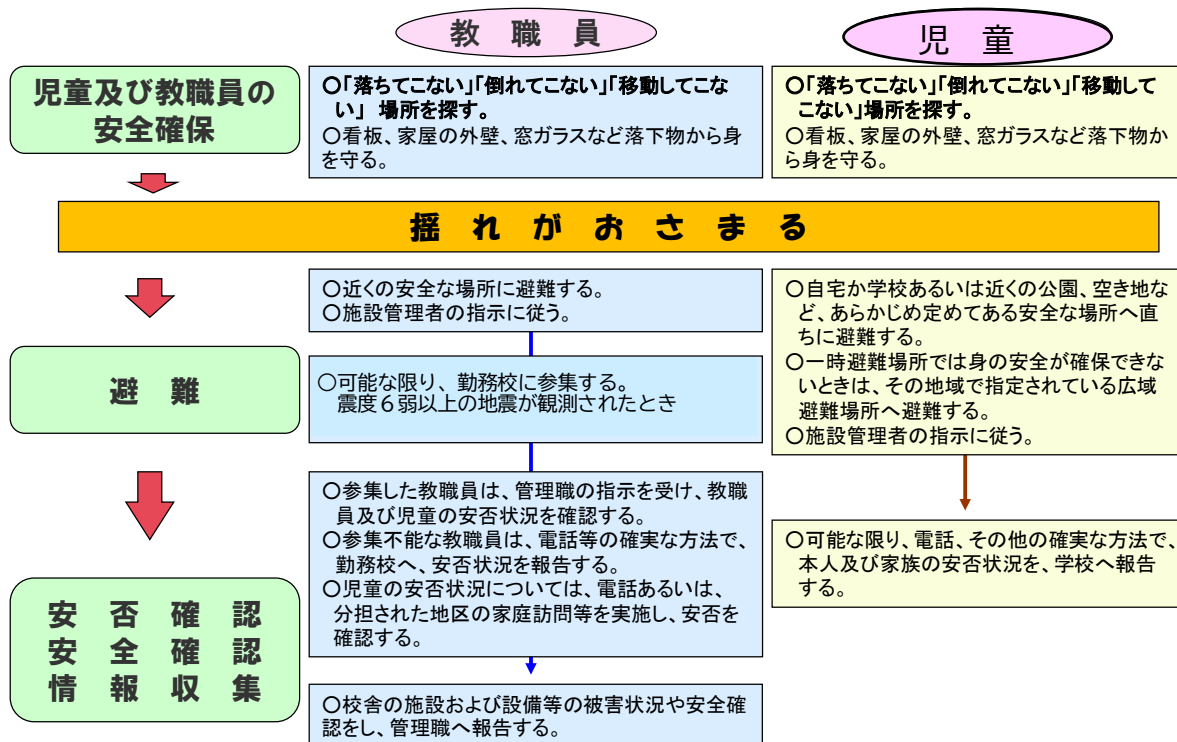
登下校時の初期対応



○ 登下校時の行動マニュアル

- ① ランドセル、体操着袋、上着などで頭を守る。
- ② 古い建物や建設中の建物、壊れそうな建物には近づかない。
- ③ ブロック塀、石垣などに近づかない。
- ④ 狭い道路はできるだけ避ける。
- ⑤ 崖下、川岸からできるだけ早く遠ざかる。
- ⑥ 橋の上や下からできるだけ早く遠ざかる。
- ⑦ 物に挟まって動けない時やすぐ近くまで火が迫ってきたときなどは、大声で助けを求める。
- ⑧ それぞれに助け合いながら、協力しあって安全なところへ避難する。
- ⑨ 学校が近い場合には学校へ行く。それ以外は家に戻るか、安全な場所に避難する。

学校管理外〔休日・夜間〕の初期対応



○ 夜間及び登校日以外の教職員の行動マニュアル

学校職員は、次のように出勤し、その任務にあたる。
学校へ参集できない配備職員は、必ず校長（教頭）に連絡をとる。

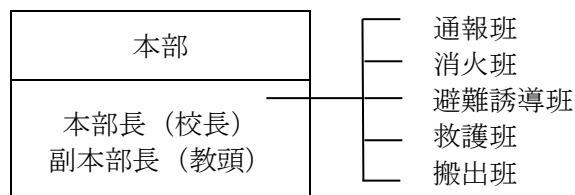
- ① 事前配備…内子町で震度4の地震の観測されたとき
教職員は、参集しなくてよい。
- ② 特別警戒配備…内子町で震度5弱・5強の地震が観測されたとき
災害警戒本部を設置する。管理職及び管理職が指定する者が出勤する。また、施設・設備の点検及び災害に関する情報収集（連絡）、通学路点検、安否確認（5強以上）を実施する。
- ③ 非常配備…内子町で震度6弱以上の地震が観測されたとき
災害対策本部を設置する。全ての教職員が出勤し、災害応急対策及び避難所開設に伴う業務に従事する。施設・設備の点検、災害に関する情報収集（連絡）及び応急対策を実施するとともに、通学路点検、安否確認、登校指導計画を作成する。

(14) 学校災害対策本部・避難所の設置

ア 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として、**震度 5 弱以上**の地震が発生した場合には、学校災害対策本部（校長室・職員室）を設置し、学校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえて組織を編成し、周知徹底を図る必要がある。



イ 各班の任務 ※校長（本部長）不在時の職務代理者（順）

名 称	担 当	主 な 対 応
本 部	校長（本部長） 教頭（指揮係）①	・被害状況の把握、避難の実施方法の決定 ・外部機関との渉外等、一斉の指揮、監督、折衝
通報班	事務職員 教務主任 ②	・本部の指示による緊急放送 ・児童の避難後、本部と各班との連絡
消火班	学級担任外	・本部の指示により、初期消火 （生命の危険をおかすような行動はしない。）
避 難 誘導班	各学級担任 支援員等	・児童の避難誘導 ・避難後、児童の掌握管理
救護班	養護教諭等	・負傷者等の応急処置 ・医療機関との連絡
搬出班	学級担任外 事務職員、校務員	・重要書類の搬出保管

ウ 夜間及び登校日以外の参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
警戒体制	震度 4 の 地震が発生	管理職—なし 教職員—なし
災害警戒本部の設置	震度 5 弱・5 強の 地震が発生	管理職—出勤 教職員—管理職が指定する者
災害対策本部設置 場合によって、避難所の設置	震度 6 弱以上の 地震が発生	原則として教職員の全員を配備 避難所支援班の設置

エ 避難所としての運営

避難所の運営は、町災害対策本部当局によって行なわれる。学校が行うのは震災直後から町当局の責任者の到着までの間の経過的な措置であり、避難所運営が円滑に行なわれるようにするための準備である。

学校が行う準備として以下の内容の整備が必要である。なお、この準備段階から自主防災組織との連携・協力が望まれるところである。

- ① 児童の安全を確保する。
 - ・ 児童の安否の確認と負傷者の救護。
 - ・ 行方不明児童がいた場合の捜索・救出。
 - ・ 可能な範囲での児童の保護者への引き渡し。
- ② 災害対策の運営体制を整え避難所としての準備を行う。

教育活動の再開計画とともに学校の施設・設備の管理と活用について次の事項を明らかにしておく。

 - ・ 立入禁止区域の指定。
 - ・ 重要書類の搬出及び保管。
 - ・ 校門、校舎等の鍵の保管と管理。
 - ・ 保健室・家庭科室・プールの水等の管理と活用。
 - ・ 備蓄品の保管及び点検。
- ③ 避難所対策本部を設置し、避難者の一時的避難誘導を行う。
 - ・ 職員室・校長室など電話が使用できるところに対策本部を設置。
 - ・ 校舎内外の施設を点検して危険箇所を把握し、立入禁止区域を指定。
 - ・ 避難場所を示して、災害者を安全な場所へ誘導。
- ④ 情報の収集と関係諸機関との連絡・調整を行う。
 - ・ 教育委員会、町災害対策本部等との連絡、情報確認。
 - ・ 地域防災組織との連絡、被災状況把握。
- ⑤ 避難者への初期対応を行う。
 - ・ 避難者への情報伝達（被災状況、避難状況等）。
 - ・ 避難者の人数、氏名の把握と施設・設備の割当て。
 - ・ 救急救命措置。
 - ・ 自治組織の立ち上げ指導。
- ⑥ 行政管理責任者が到着次第その指揮下に入り、避難所運営に協力する。
 - ・ 施設・設備の管理と救援物資等の保管及び配給の組織化。
 - ・ 緊急車両の導入路の確保と誘導。
 - ・ 負傷者・被災弱者（病人、高齢者等）の応急医療活動の援助。
 - ・ 教職員のローテーション等の編成とボランティア受け入れと活動指示。

オ 避難所としての学校の対応

避難所運営の流れ	留 意 事 項
町防災担当職員の参集 学校災害対策本部の設置 避難所支援班の設置	・本部は1階職員室に設置 ・避難所支援班の構成人数及び役割分担の決定 ・地域の自主防災組織や町防災担当部局の職員との協力体制の確立 ・学校医、地域医師会との連携
施設等開放区域の明示	・校長室、職員室、保健室等の管理運営上必要な場所や危険なものがある特別教室（理科室等）は開放しない。 ・高齢者や障害のある人への優先的配慮 ・事前に決めておいた優先順位によって施設等を開放（体育館・教室） ・立ち入り禁止区域の明示 ・緊急車両等の駐車スペースの確保
避難者の誘導	・避難所使用のマナーと一般的注意の徹底 ・担当者による誘導 ・自家用車は、原則乗入禁止
救護物資の調達配給	・配給時におけるトラブルの回避 ・食料、医療物資等の町対策本部への要請 ・高齢者、障害のある人や非常持ち出し品の無い方への優先 ・食事、救援物資の配給経路の把握
衛生環境の整備	・仮設トイレの設置 ・ゴミの収集場所の管理 ・食中毒や伝染病等、衛生面への配慮
仮設テントの設置	・緊急車両の進入の妨げとならない場所に
避難所運営組織作りへの支援	・運営本部長、副本部長との連携 ・班編成、班長会議への支援 ・避難所生活の基本的ルールについての支援
ボランティアの受け入れ	・専門ボランティアにコーディネートを依頼 ・活動拠点の設置 ・災害ボランティアセンターとの連携
炊き出しへの協力	・使用可能な調理具等の提供 ・献立、衛生管理についての支援
避難者の名簿作り	・原則として入所時に記入（氏名、性別、年齢、住所等） ・速やかな名簿の作成と更新
情報連絡活動	・避難者用緊急電話の設置依頼 ・メディアを活用した情報収集
自主防災組織への移行	・避難所運営が避難住民の自治組織に移行した後は、教職員は側面からの支援を行う

カ 災害に関する準備物

ア 対策本部用

- ・ 緊急マニュアル
- ・ 学校の敷地図
- ・ 携帯ラジオ
- ・ ハンドマイク
- ・ 懐中電灯（ろうそく）
- ・ トランシーバー
- ・ 乾電池
- ・ 緊急連絡網
- ・ 引き渡しカード

イ 救護用

- ・ A E D
- ・ 救急箱
- ・ 毛布
- ・ 手袋
- ・ 担架
- ・ スコップ
- ・ タオル
- ・ トイレットペーパー
- ・ マスク
- ・ 水

キ 食料、生活必需品等備蓄状況（校舎1階物置） 年度末に定期的な確認・更新を行う。

- ・ 非常食セット、飲料水
- ・ 寝袋、毛布
- ・ 安定ヨウ素材（1,000錠 R5.2 ～2029.4）※保管庫は施錠

ク 災害用伝言ダイヤル「171」（いない）

N T T災害用伝言ダイヤルは、地震（震度6以上）などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働される。地震発生後にテレビやラジオなどで「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができる。事前契約は不要であらゆる電話での利用が可能である。

伝言の録音

「171」にダイヤルする。

↓（ガイダンスが流れる）

1 を押す。

↓（ガイダンスが流れる）

学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。 ↓

メッセージを録音する（30秒以内）

伝言の再生

「171」にダイヤルする。

↓（ガイダンスが流れる）

2 を押す。

↓（ガイダンスが流れる）

学校の電話番号を市外局番からダイヤルする。 ↓

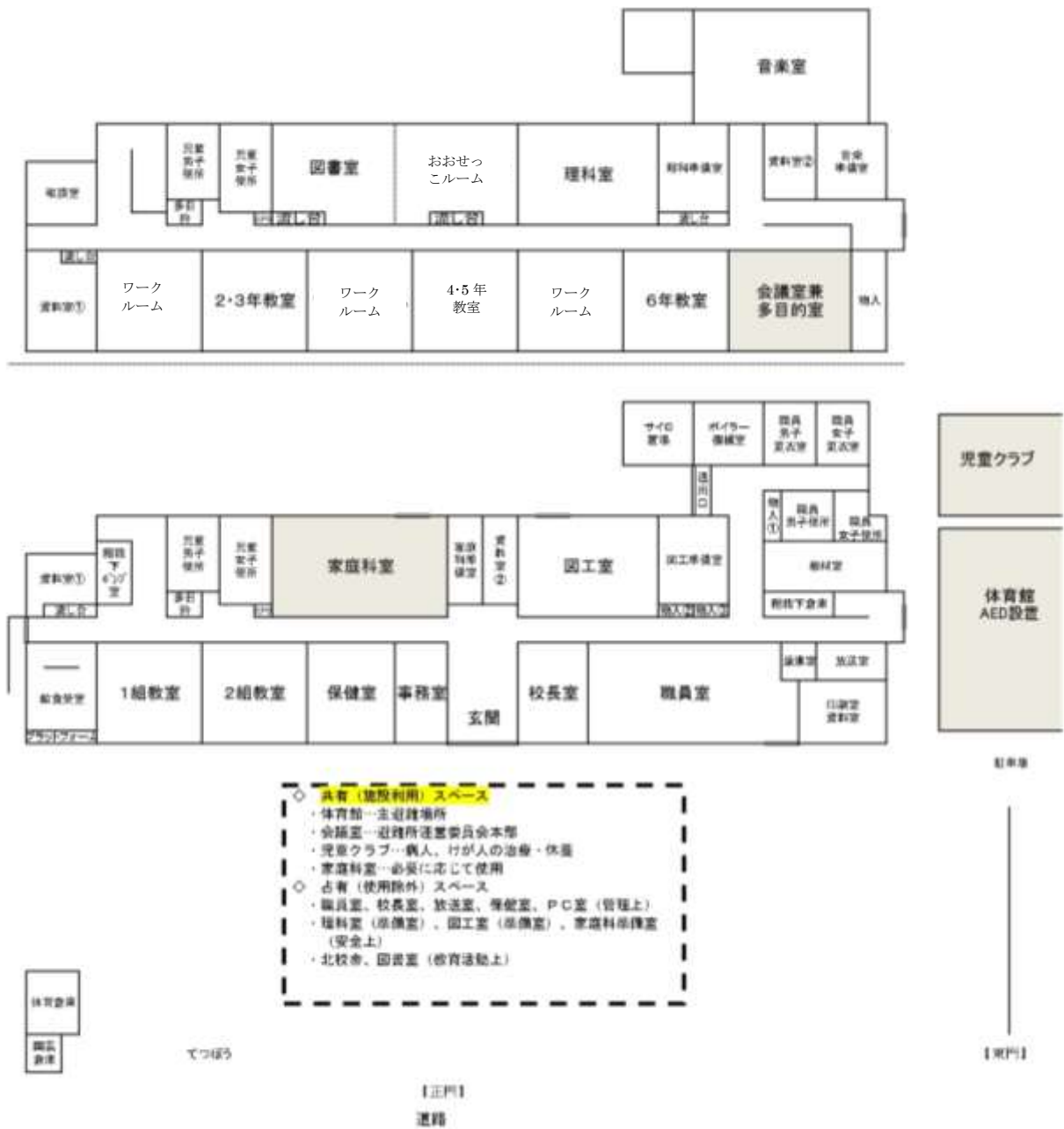
メッセージを再生する（新しい順に再生）

※ 公衆電話は、緊急の通話を確保するため、災害時には優先電話になる。

※ 大瀬小学校の電話（0893-47-0002）も、災害時優先電話になっている。

※ その他に、携帯電話にも災害時伝言板サービスがある。

(15) 避難所開設時の校舎での学校占有スペース・共有スペース



(16) 避難誘導後の二次対応

(1) 校 内



(2) 校 外



(17) 家庭との共有事項

ア 保護者との共有の時期・方法・内容

校長は、各学級担任を通じて、保護者に対し以下(ア)～(エ)に記載する事項を確実に依頼・周知する。

○ 依頼・周知時期：新1年生は新入生説明会、他学年は毎年度最初の保護者会、学年途中の転入児童については転入手続き時

○依頼・周知方法：保護者会における資料配布、及び学級担任からの説明

(ア) 学校と家庭の情報伝達・連絡方法について

学校から家庭へ情報伝達するための手段として、入学時に、マチコミ(一斉メール配信システム)への保護者メールアドレスの登録を依頼する。

あわせて、学校と家庭の情報伝達・連絡の手段として以下の点について周知する。

○学校から家庭への情報伝達手段

- ・マチコミ (一斉メール配信システム)
- ・本校ウェブサイトへの掲載

○家庭と学校との相互連絡手段

- ・メール (学校代表アドレス：ose-eof@esnet.ed.jp ※緊急時のみ使用)
- ・電話

※(2021年オンライン授業システム「googleクラスルーム」導入後)連絡

電話・メールが利用不能な場合の代替手段

- * 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(Web171)
- * 家庭訪問(不在だった場合にはメモ等を残す)
- * 避難所への巡回
- * 下記の方法による保護者への「学校への連絡」呼びかけ
 - ・本校ウェブサイトへの掲載
 - ・学校入口(校門)への掲示
 - ・避難所への掲示
 - ・PTA役員、地域町内会役員などへの伝言依頼
 - ・内子町からの広報(内子町教育委員会を通じて要請)

(イ)各種基準について

事故・災害発生時の各種基準について、保護者に周知する。

○ 児童の一斉下校、引渡し、学校待機の基準

○ 災害発生が予測される場合の臨時休業の判断基準・判断時刻・連絡方法

(ウ)家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、総合防災訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応(実際に歩いて確認)
 - 自宅・学校のどちらに向かうか(自宅に保護者がいて、被災地点が自宅に近ければ自宅に戻る、保護者不在の場合や学校に近い場合には学校へ行く等)
 - 大きな地震の場合の避難先(近隣の津波避難ビル)
 - 通学路上の「子ども 110 番の家」の場所
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
 - 自宅で自分の身を守る行動の取り方
 - 保護者との連絡の取り方(複数の手段)
- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応
 - 学校にいる場合には学校で数日間待機する可能性があることを確認

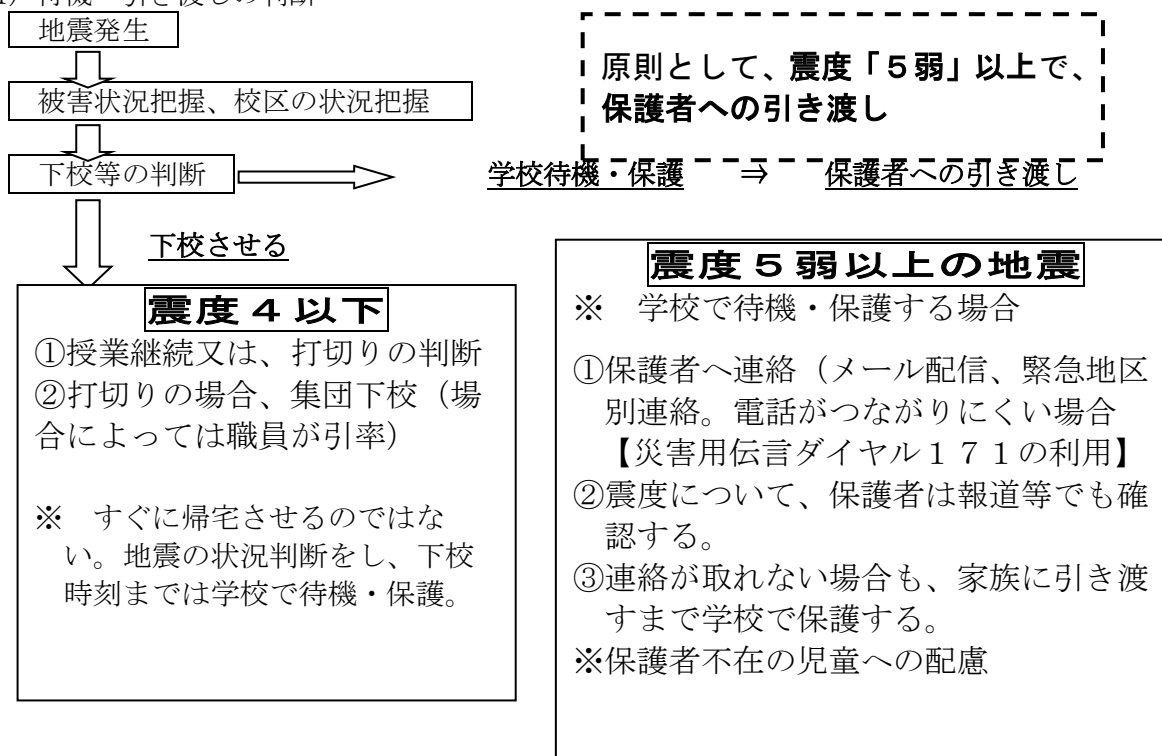
(エ) 校外活動など通常授業とは異なる状況での対応について

通常授業とは異なり学校外で活動・学習を行う際に事故・災害が発生した場合の対応について、校長は、活動のしおりや事前説明会等で保護者に対して伝達する。

(18) 児童の保護者への引き渡し

在校中地震が発生し、児童の帰宅が困難な場合は、学校で保護し、家庭へ連絡後、家庭からの迎えにより引き渡す。

(1) 待機・引き渡しの判断



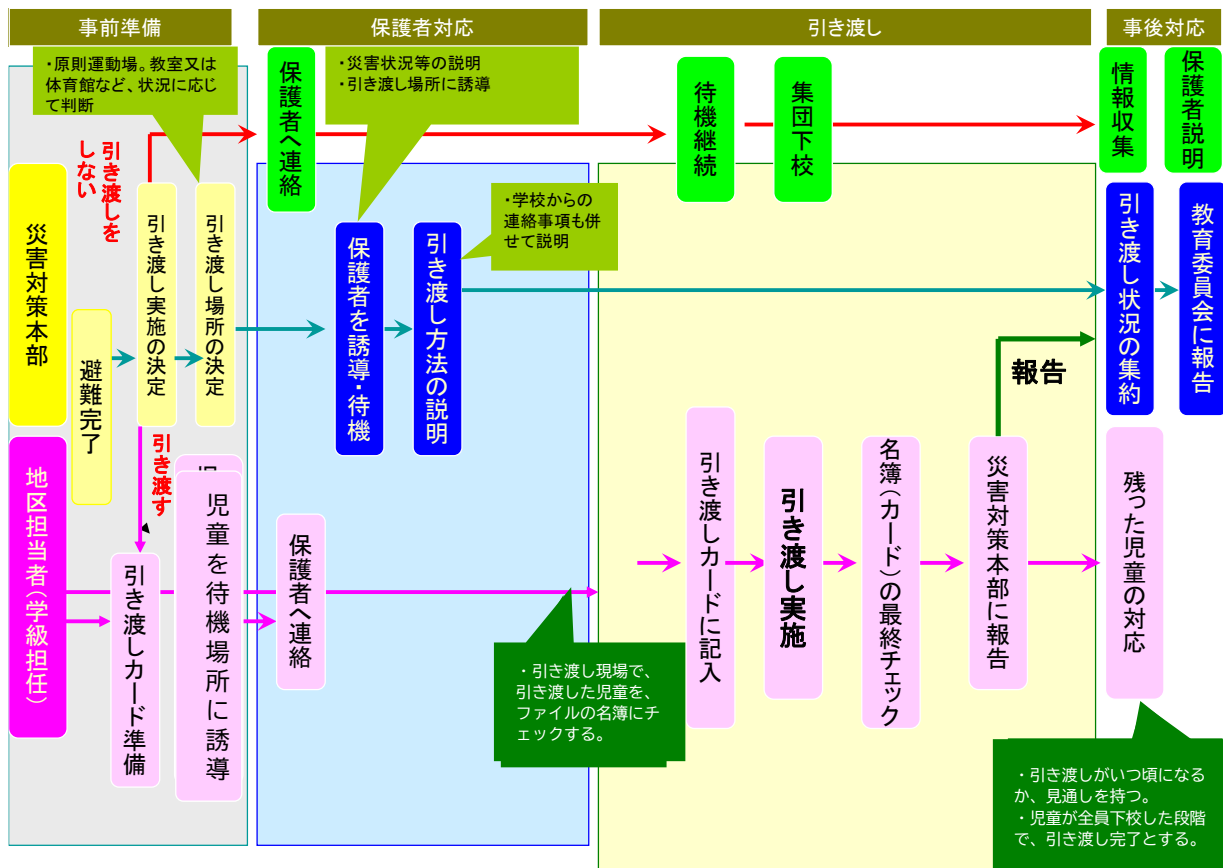
引き渡し方法

- 1 引き渡し場所は、原則運動場または体育館（安全が確保された場合）とし、地区（登校班）毎に整列して行う。
- 2 引き取り者は、原則として徒歩で来る。
- 3 引き渡しは、引き渡しカード（忘れた場合は身分証明書）で確認をして、確実に行う。

〈引取者がいない児童への対応〉

児童が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人はそばに付き、児童に安心感を与える。落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、貼り紙をしておき、引取者が来るまで、学校で預かる。児童に不安感を抱かせないように配慮する。電話が回復すれば、勤務先又は緊急連絡先に電話する。

■校内における引き渡しの手順



令和〇〇年〇月〇〇日

保護者の皆様

大瀬小学校長 〇〇 〇〇

緊急時児童引き渡しカードの提出について（お願い）

〇〇の候、皆様にはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日に東北・関東地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災から〇年以上が経ちました。現在、私たちには、地震等に対する対策が求められており、そのためには、家庭・地域・学校の連携が重要になってきています。

そこで、大きな災害（地震の場合は震度5弱以上）が発生した時には、保護者の皆様にお子さんを迎えに来ていただき、児童を引き渡し、児童の安全を第一に確保できるようにいたします。その場合、緊急時引き渡しカードに記載された方にのみ、引き渡しを行います。ただし、二次災害の危険がある場合は、学校で待機させる場合もあります。

つきましては別紙の「緊急時引き渡しカード」に必要事項をご記入いただき、〇月〇日までに担任に提出してください。

備考

- ご提出いただいたカードは、学校で確認後、学校で保管します。
- 〇月に防災訓練として「引き渡し訓練」を実施する予定です。訓練については、改めてご案内いたします。

内子町立大瀬小学校 電話：0893-47-0002

重 要

緊急時引き渡しカード（学校保管確認用）

ふりがな	おおせ たろう		児童との関係	父	お住まいの地区名	上村
保護者名	大瀬 太郎					
住所	内子町大瀬甲〇〇〇〇					
緊急連絡先	①	自宅電話 携帯電話 勤務先電話	〇〇-〇〇〇〇	その他の連絡先①	電話番号 〇〇-〇〇〇〇	続柄・氏名 祖母 小田川夏子
	②	自宅電話 携帯電話 勤務先電話	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	その他の連絡先②	電話番号 〇〇-〇〇〇〇	続柄・氏名 祖父 小田川一郎
	③	自宅電話 携帯電話 勤務先電話	〇〇-〇〇〇〇	その他の連絡先③	電話番号	続柄・氏名
お子さんの情報	在学中のきょうだい	(6) 年	氏名 大瀬 次郎	(1) 年	氏名 大瀬 三郎	
		(4) 年	氏名 大瀬 春子	() 年	氏名	
引き取り者	氏 名（ふりがな）		児童との関係	連絡先（自宅や携帯の電話番号） ※必要な連絡先を記入		
①	おおせ はなこ		母	自宅	〇〇-〇〇〇〇	
	大瀬 花子			携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
②	おおせ たろう		父	自宅	〇〇-〇〇〇〇	
	大瀬 太郎			携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
③	おだ がわ なつこ		祖父	自宅	〇〇-〇〇〇〇	
	小田川 夏子			携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
④	おだ がわ いちろう		祖母	自宅	〇〇-〇〇〇〇	
	小田川 一郎			携帯	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
災害時に家族が集まる避難場所				大瀬小学校グラウンド		

【学校記入欄】

原則として、震度「5弱」以上で、保護者への引き渡し

引き渡し場所	口運動場 口体育館 口教室	引き渡し日時	月 日 時 分
実際の引き取り者	学校で記入します		
帰宅後の連絡先	電話（ ）	確認教職員	

- ※ 太枠の中だけご記入ください。
- ※ 実際に引き取り可能な方を優先してご記入ください。（高校生以上）
- ※ 保護者以外の引き取り人には、了解を得てください。
- ※ 保護者等に直接引き渡すことができない場合は、学校で待機・保護します。
- ※ 記載された情報は、引き渡し以外には使用しません。
- ※ 記入例をホームページに掲載していますので、参考にしてください。

(19) 地域・関係機関との共有事項

(ア) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関等	協力・支援を受ける事項、連携内容
教育委員会	危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討 スクールバス運行時の避難計画等の検討、共有
近隣の学校 *	不審者情報の共有、災害対応(臨時休業等)の検討、事故等発生時のサポート
自治体防災担当部局	防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点(避難所)の運営に関する検討、防災専門家の紹介
PTA *	不審者情報の共有、通学路の安全点検、防犯パトロール、児童への指導、事故等発生時における協力
自治会・自主防災組織 *	学校施設の鍵の保管について、防災拠点(避難所)の運営に関する検討
消防	消火・避難訓練の支援(講師・講評等)、消火・避難訓練の支援(講師・講評等)、救急処理、病院への搬送
警察	防犯教室・防犯訓練の支援(講師・講評等)、不審者情報の提供、要注意箇所点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等
地域の関係団体、住民、ボランティア等 *	不審者情報の共有、防犯パトロール、事故等発生時の避難場所の提供(子ども 110 番の家等)、事故等発生時の安全確保と通報(登下校時、校外活動時)
放課後児童クラブ *	避難計画等の検討・共有、引渡しに関する連携
学校医、地域医師会	学校の衛生管理、治療、カウンセリング
近隣の商店や企業	地域の見守り、事故等発生時の避難場所の提供(子ども 110 番の店等)、児童の安全確保と通報(登下校時、校外学習時)
高層住宅管理者	津波発生時の避難場所の提供

* 印:大瀬学校運営協議会構成員

(イ) 学校運営協議会

校長は、近隣の学校と連携した学校運営協議会を開催し、(1)に示した表の*印の主体とともに、学校安全に関する意見交換や意見調整を行い、連携・協力支援体制の構築・維持を図るものとする。

目的	<u>日頃から関係者が連携を深め、児童の安全確保が円滑に行えるようにする。</u> *校長・教頭・学校安全担当等が地域との連絡窓口として周知される。 *地域や関係機関の担当者が学校関係者に周知される。 *学校の取組や体制、児童の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。 *事務局は大瀬小・中学校におく。	
委員会の構成	本校・大瀬中学校の教職員	校長、教頭
	本校・大瀬中学校のPTA	会長
	大瀬自治センター	寒中オ
	各地区(大瀬、和田、川登、村前、程内、池田)自治会会長	
	消防署担当者	
	民生児童委員代表	
	愛媛たいき農協大瀬支所長	
	放課後子ども教室代表	
	管内老人クラブ代表	
	大瀬地区女性連絡会会長	
	大瀬保育園長	
開催時期・内容	・【4月】顔合わせ、体制の確認、地域の状況について情報交換 ・【各学期1回】地域・学校の状況について情報交換、各種取組について意見交換 * 事故等を未然に防ぐ日常的な取組 * 事故等が発生した場合の取組 ・【臨時開催】事故発生時等に地域・学校の状況について情報交換	
その他	・委員会の内容について、公開できる情報については内子町広報誌や学校だより、学校ウェブサイト等で共有する。 ・その際、個人情報の取扱について厳重に配慮する。	

(ウ) 避難所運営に関する事前協議・調整

本校内子町の指定避難所に指定されており、大瀬自治会の住民が災害時に避難することとなっている。

避難所の開設・運営は、内子町災害対策本部及び上記3自治会で構成する避難所運営協議会により行われることから、本校は施設管理者としてこれを支援するため、以下の点について事前に協議・調整を行っている。

○ 勤務時間外の避難所開設に伴う鍵の保管

勤務時間外など教職員不在時の避難所開設に備え、避難所開設・運営に関わる内子町担当者及び地域の自治会役員等が校門・体育館の鍵を保管することとする。

○ 避難所としての学校施設の利用方法

避難所として開放しない区域（非開放区域）は、P39～「避難所としての運営」のとおりとする。また、具体的にどのように利用するかについては、以下の点に留意して、別途、避難所としての学校施設の利用図に定めるものとする。

- ・ 開放区域については、避難者利用開始直後に開放する第一次開放スペース、避難者が増えた場合に開放する第二次開放スペースに区分する。
- ・ 地震災害の場合と風水害（浸水被害あり）の場合とで異なる計画を作成する。
- ・ 災害救援物資が搬入される際の保管場所をあらかじめ明確化する。
- ・ 児童の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、児童と避難者の動線を区分する。

（P39～「避難所としての運営」参照）

○ 本校による避難所運営支援内容

本校は、学校の施設管理者として、本校における避難所開設・運営において以下の支援を実施する。

- ・ 施設・設備の安全確認、危険区域・非開放区域等の立ち入り禁止措置
- ・ 避難所運営協議会の会議への参加、必要な助言・支援

(20) 関係機関の緊急一覧表

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおり。また、毎年度初めに、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。以下の連絡先のうち、主要な連絡先については、職員連絡網に記載し、年度当初に全職員に配布するとともに、職員室内にも掲示しておく。

ア 公的機関

機関(施設)名	電話番号	備 考
南予教育事務所	0895-22-5211	直通：0895-28-6153
内子町教育委員会	0893-44-2124	
大 瀬 中 学 校	0893-44-2329	
内 子 町 役 場	0893-44-2111	
小田給食センター	0892-52-2153	
八幡浜保健所	0894-22-4111	
大 洲 警 察 署	0893-25-1111	
内 子 交 番	0893-43-0110	
大 瀬 駐 在 所	0893-47-0201	
内 子 消 防 署	0893-43-0119	
大 洲 消 防 署	0893-24-0119	

イ 医療機関

機関(施設)名	電話番号	備 考
堀 川 学 校 医	0893-43-0555	
武 岡 学 校 歯 科 医	0893-44-6480	
藤岡学校薬剤師	0892-50-1012	
加戸病院(総合)	0893-44-5500	
大村小児科(小児科)	0893-44-7117	
土居医院(外科・内科)	0893-44-5521	

(21) 通信・情報収集手段

ア 校内における教職員の通信・情報収集手段

Jアラート受信・緊急時情報収集のため(※教室は防災ラジオ・テレビ設置がない)、教職員は自己の携帯電話等を所持しておく。通常は、校内放送を用いて連絡を行うが、停電時には中庭に中継ぎの伝達者(災害発生時の職員室執務者)を配置し、拡声器等を用いて学級担任(授業者)との連絡を取る。

イ 事故・災害発生時の初期段階での通信・情報収集手段

- ・ ラジオ(電池式ラジカセ・手回し式携帯ラジオ等)
- ※ 必要に応じて教職員の自家用車車載ラジオ
- ・ 職員室(校長室)設置テレビ、教職員の携帯のワンセグ機能
- ・ 電話・FAX、教職員の携帯電話・スマートフォン
- ・ 職員室設置パソコン
- ・ 内子町設置の防災行政無線(受信機)、広報車

ウ 被災状況や避難等に関する情報収集手段

- ・ 気象庁の防災情報(<https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>)
- ・ 四国電力停電情報のプッシュ型(LINE)配信サービスの登録
(<https://www.yonden.co.jp/>)
- ・ 内子町ホームページ消防・防災情報(<https://www.town.uchiko.ehime.jp/life/10/9/>)
- ・ 国土交通省川の防災情報(<https://www.river.go.jp/index>)
- ・ 愛媛県防災ポータル(<https://www.pref.ehime.jp/h15350/bosai-portal/index.html>)
- ・ 四国防災ポータル(https://www.skr.mlit.go.jp/bosai/bosai_portal/index.html)
- ・ 各種無料防災アプリのインストール

(22) 緊急時持ち出し品の内容、重要書類等の保管・整備

ア 緊急時持ち出し品（避難キャビネット・職員室校長机袖引出）

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し用のケースにまとめ、職員室避難キャビネットに備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。なお、キャビネット内には「避難場所表示(本部)」のパネルを備えて、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

避難に用いる物品	● 危機管理マニュアル ● 全校児童名簿(安否確認用) ● 懐中電灯、携帯型ラジオ、必要数の予備電池 ● 拡声器、避難誘導用笛
応急手当に用いる物品	● AED(体育館設置) ● 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等）
名簿・各種連絡先	※通常は職員室校長机袖引出内に保管 ● 児童緊急連絡用カード(プール利用時に作成のもの) ● 引き渡し用ファイル ● 関係機関の緊急連絡先一覧
各種図面・様式等	● 大瀬小施設配置図 ● 大瀬小消防計画(防災設備配置図) ● 事故・災害報告様式

イ 避難時の担当者

以下のように、避難時の担当者を位置付けるが、不在の場合は、居合わせたものが瞬時に対応できるようブラインド訓練等で確認する。現状に合わせた役割が、誰でも・いつでも担えるよう、日頃から研修を行うものとする。

避難場所開設担当 避難キャビネット持出担当	諸機関への連絡担当 校内指示担当	児童安全確認避難誘導担当 現場の初期対応担当
校長・養護教諭 ・ 避難キャビネットに職員室校長机袖引出内の避難用品を持ち出す。 ・ 即座に避難場所を開設し、全校児童の安否を確認する。	教頭・教務・学校事務 ・ 校内放送等を用いて、災害情報を集約し、避難指示を出す。 ・ 消防・警察・町教委等との連絡、救助要請等を行う。 ・ 災害の状況により、重要書類等を持ち出す。	学級担任 ・ 教室棟フロアごとに児童の安否確認を行い、避難経路や残留者・避難困難者の有無を確認し、避難誘導する。 ・ 災害の現状に合わせて、初期対応(消火等)を行う。

ウ 重要書類等の保管・整備

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のとおり保管する。校長は、各担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内 容
校長室	● 校長印・職印 ● 学校沿革史、その他校長が必要とする書類等 ● 安定ヨウ素保管庫の鍵
職員室	● 避難キャビネット ● 校長机袖引出内のカード・ファイル
校長室書庫内	● 指導要録・卒業台帳 ● 通帳・届出印等

(23) 教職員研修

ア 教職員向け校内研修計画

校長は、教頭・教務・研修主任等に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。なお、交通安全研修は、交通安全実施計画に基づき、毎月の職員会で実施する。

実施時期	実施内容等
4 月	● 危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※ 地域のハザードマップ（及びその想定を超える事象が発生する可能性があること）の確認を含む。 ● 校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員） ● 火災発生時の避難訓練及び実施後の協議と課題解決
5 月	● 備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ● 災害発生時等の引き渡し訓練及び実施後の協議と課題解決 ● 文部科学省「教職員のための学校安全 e-ラーニング」 ※ 自身が対象となるコースを受講し、校内研修時に共通理解を図る。
6 月	● 校内防災設備の使い方講習 ● 水難事故時の救急救命法訓練及び実施後の協議と課題解決 ※ 消防署の指導による A E D 講習を含む。
7 月	● 水泳授業時の安全確認及び実施後の協議と課題解決
8 月	● 風水害のタイムライン演習及び実施後の協議と課題解決 ※ 参集対象者にて時系列で確認し、備蓄品等の確認も行う。
9 月	● 地震・火災発生時の避難訓練及び実施後の協議と課題解決 ● 心のケア研修会
10 月	● ブラインド避難訓練及び実施後の協議と課題解決
11 月	● 火気使用時の安全確認と説明及び実施後の協議と課題解決
12 月	● 愛媛県シェイクアウト訓練及び実施後の協議と課題解決
1 月	● ブラインド避難訓練(火災発生時の初期消火)及び実施後の協議と課題解決 ● 危機管理マニュアル見直し会
2 月	● 不審者対応避難訓練及び実施後の協議と課題解決
3 月	● 大規模災害時想定の上訓練及び実施後の協議と課題解決

イ 職員会・校内研修での話題提供

教頭及び担当者は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会や校内研修等の時間を使って、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

ウ 校外研修等の活用

愛媛県や内子町などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、様々な機会を設ける。また、上記の校外研修等に加え、文部科学省の学校安全ポータルサイト (<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>) を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内で伝達・共有するよう心掛ける。

(24) 安全教育

ア 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校児童が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、内子町の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

イ 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する児童の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省『『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育』（平成31年3月）

安全に関する指導の内容例

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

ウ 家庭や地域社会と連携した教育

地域に根ざした学びにより児童の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は以下のとおり。

- 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - ・ 交通安全教室、犯罪被害防止のための防犯教室
 - ・ 避難訓練指導(児童・教職員)、初期消火訓練
- 地域にある安全に関する施設見学や、内子町防災計画等を活用した授業を工夫する。
 - ・ 4年生による、内子交番・内子消防署等の見学
- 地域で安全を守る人々の業務内容について、調べたり体験したりする。
 - ・ 地域の消防団の活動を知る。
 - ・ 子ども110番の家・地域の見回り活動など地域ボランティア活動を知る。

エ 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、以下のような多様な方法・項目により評価を行う。

評価方法	● 学級指導時の取組状況の観察や成果物 ● 児童へのアンケート(学校評価) ● 保護者へのアンケート(引き渡し訓練後・学校評価等) ● 関係機関・専門家からの講評(安全教室等での講師の方より)
学習評価 項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して実施する。	● 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 ● 現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 ● 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 ● 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。
指導計画の 評価項目	● 全校的な指導体制が確立されているか。 ● 教職員間の連携が図れているか。 ● 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。 ● 安全管理との連携が図れているか。 ● 児童の実態、地域の特性を反映しているか。 ● 指導の内容や方法に課題はないか。 ● 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 ● 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

上記評価結果とともに、児童の状況・事故等に関する客観的データ(事故・ヒヤリハット発生状況)を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

3 発生時の(初動)の危機管理

(1) 近隣で犯罪被害につながる事案が発生した場合の対応

ア 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の児童への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など児童の犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

- ※ 緊急対応が必要な事態や状況が、本校児童に発生、または近隣の地域で継続している場合に、緊急対応を判断する。
- ・ 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
 - ・ 登下校中の児童が不審者に襲われケガをした。
 - ・ 不審者が登下校中の児童に声を掛け連れ去ろうとした。
 - ・ 登下校中の児童が金品を奪われた。
 - ・ 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
 - ・ その他、学校近隣において児童が犯罪被害を受ける可能性がある。

イ ケース別の児童・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。

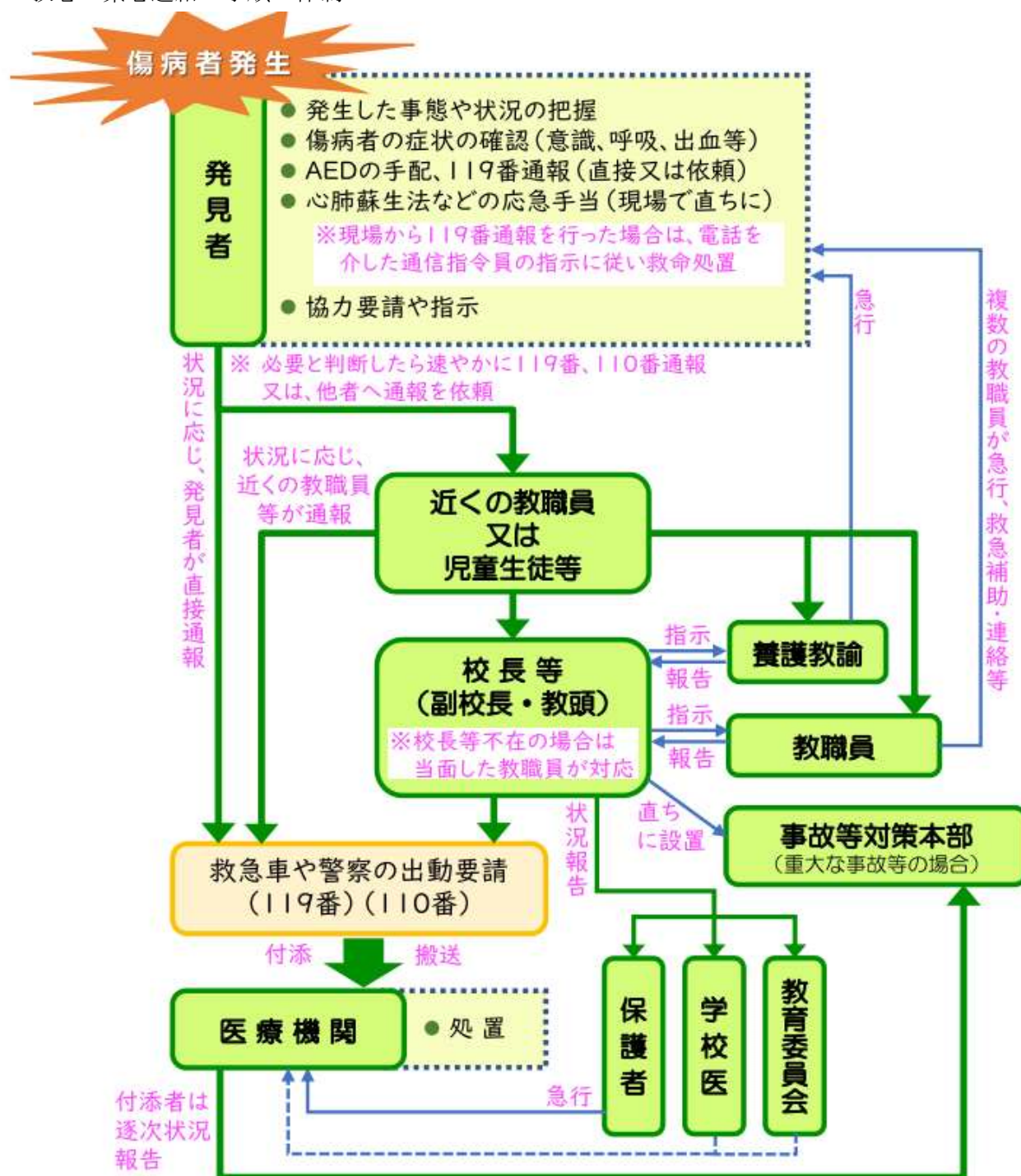
なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、内子町防災担当部局に依頼して、地域防災行政無線を用いた児童への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	児童	教職員
通学路上で児童が襲われた ※ 金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「子ども110番の家」や商店（以下「最寄り避難先」とする。）のうち、最も近いところへ避難。 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引き渡し。	● 被災児童の居場所へ急行（学級担任） ● 未通報の場合は、110番通報等 ● 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※ 校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が出没し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引き渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）児童は学校待機→保護者引き渡し	● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者等がいる ※ 校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者送迎）	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	集団下校（下校指導）	
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る児童は集団下校	● 必要に応じて通学路の巡回

(2) 傷病者発生時の対応フロー

事故・災害等により傷病者が発生した場合には、教職員等が連携して、迅速・的確な応急手当、緊急連絡・救急要請などを行う。

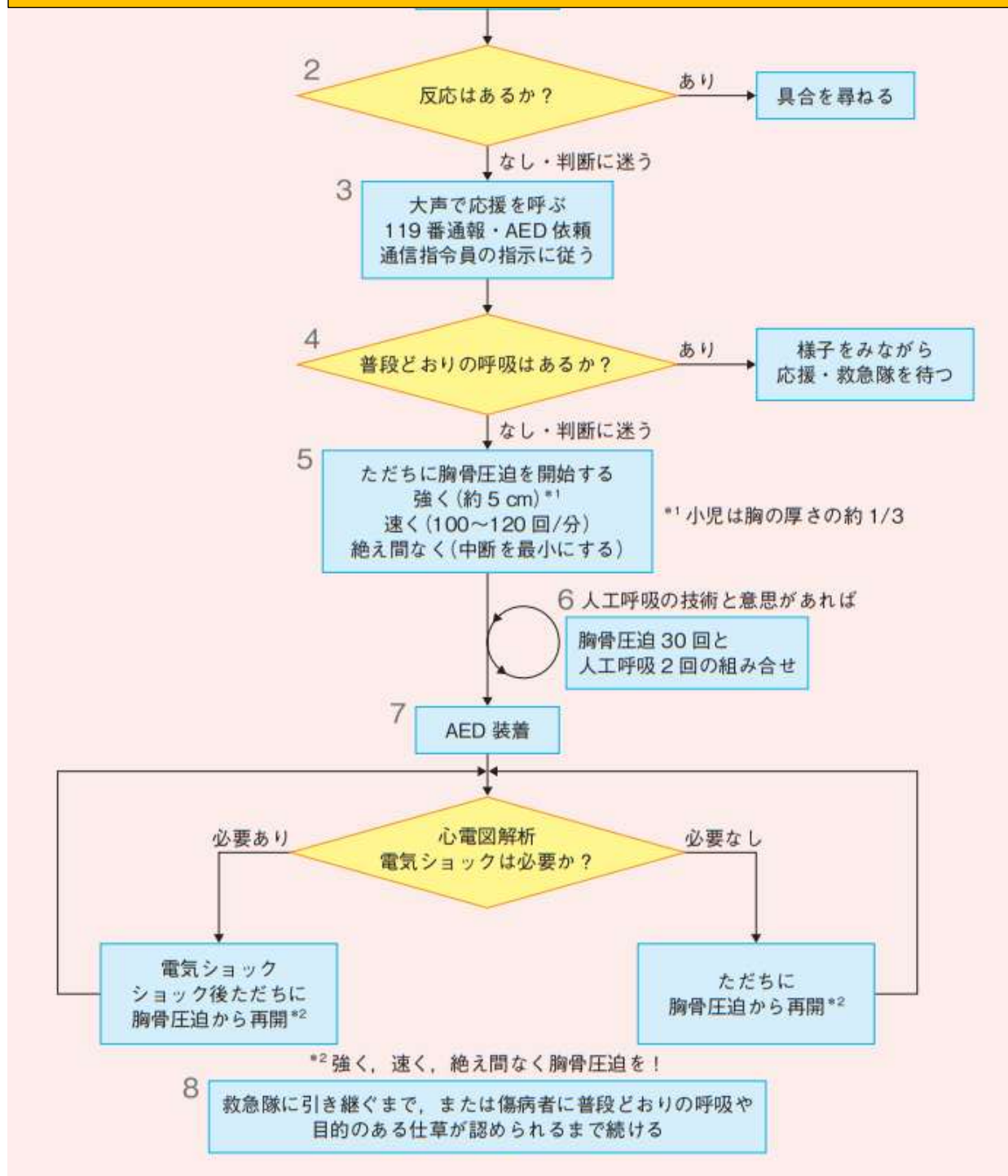
ア 救急・緊急連絡の手順・体制



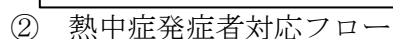
イ 一次救命処置の方法・留意点

【一次救命処置を行う上での留意点】

- 意識や呼吸の有無が分からないときは、意識や呼吸がない場合と同じ対応をとること。
- 突然の心停止後には「死戦期呼吸」が見られることがあること。
- 119番通報の電話口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと。
- 新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと。
- AEDの「小児用電極パッド」や「小児用」切り替えスイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること。



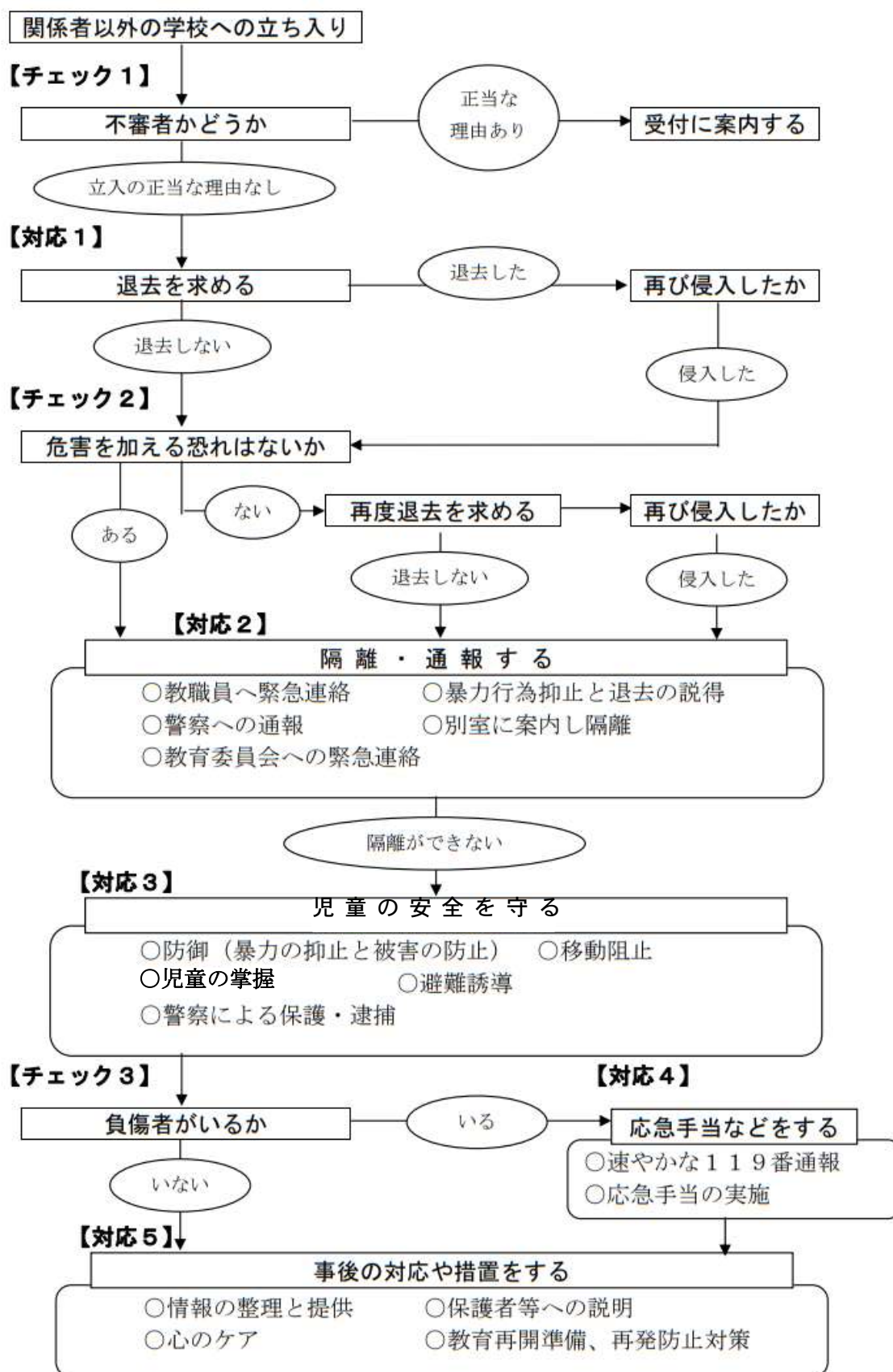
① 頭頸部外傷者対応フロー



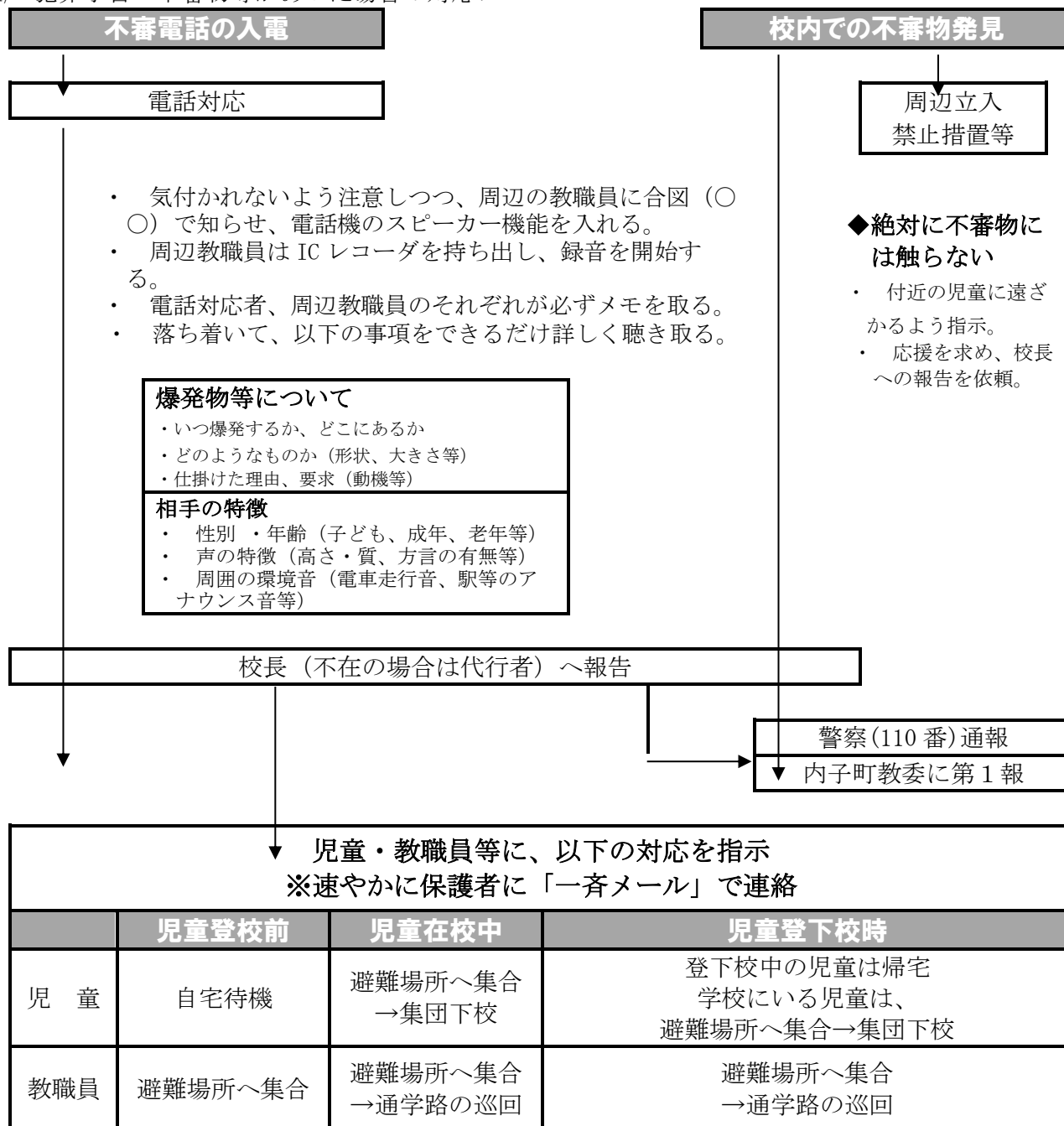
③ 食物アレルギーによるアナフィラキシーショック発症者対応フロー



(3) 犯罪被害発生時の対応(不審者対応)フロー

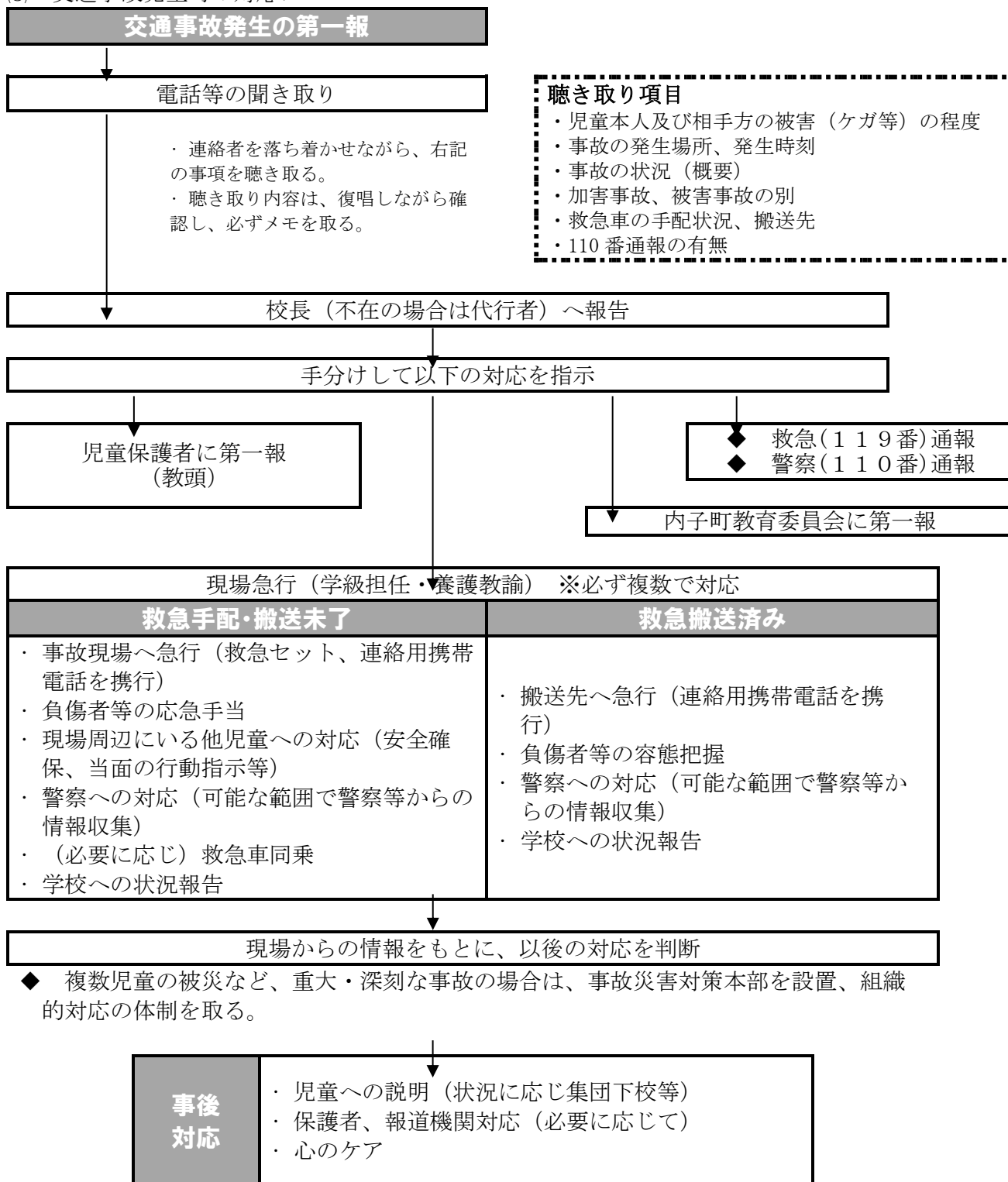


(4) 犯罪予告・不審物等があった場合の対応フロー

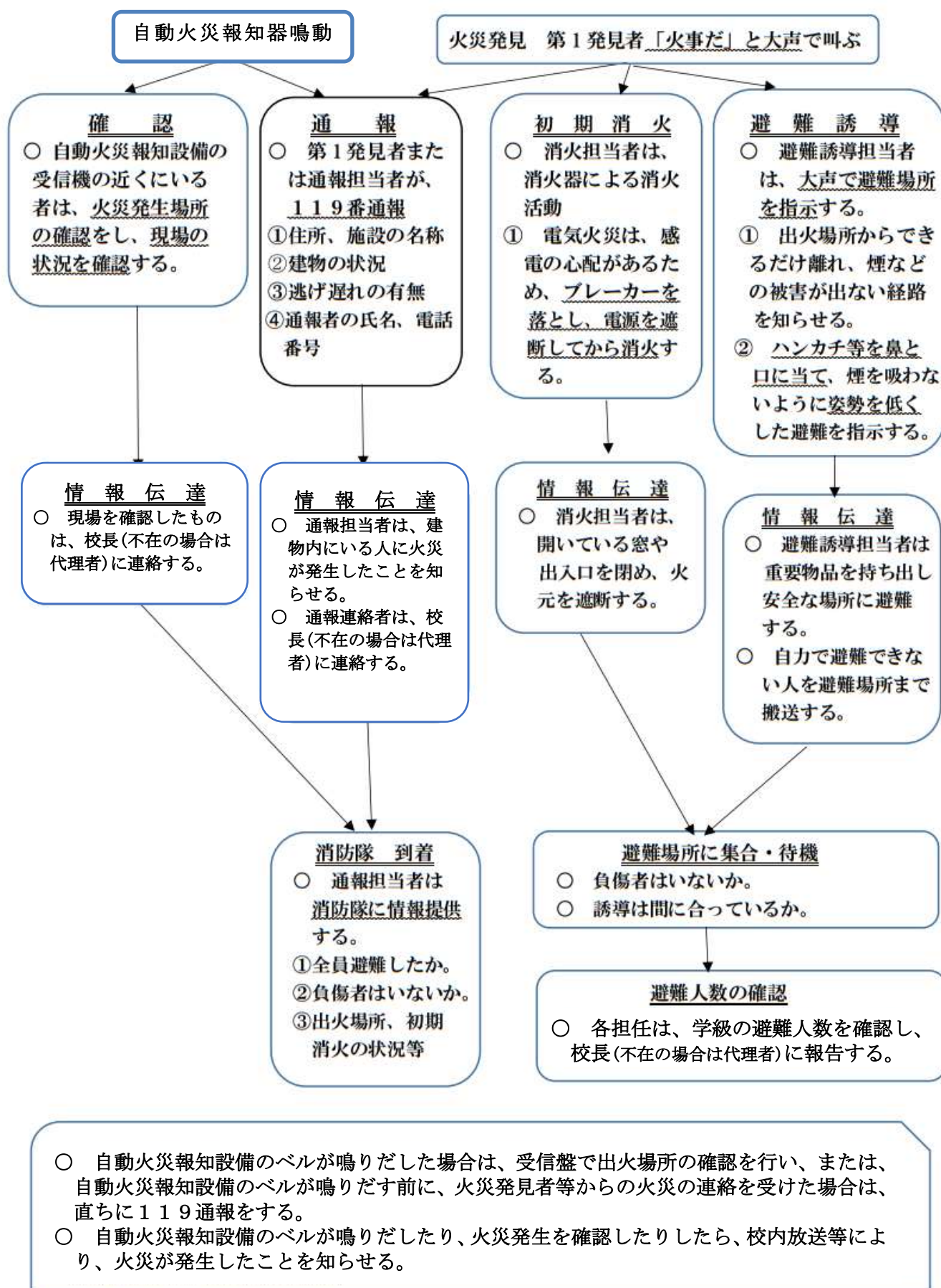


- ◆ 教職員による捜索・点検等は実施しない。
- ◆ 危害予告・不審物発見時の避難場所を確認する。（第一次：運動場、第二次：大瀬自治センター）
- ◆ 必要に応じて保護者・報道機関対応をする。児童の安否確認と心のケアに努める。

(5) 交通事故発生時の対応フロー



(6) 火災発生時の対応フロー



(7) 警報等が予想される場合の事前の臨時休業等の措置

ア 登校前に警報が発表されている場合の対応

- ① 朝 6 時の時点で内子町に、「特別警報」「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「大雪警報」のいずれかが発表されている場合は、「町内放送」にて、次のいずれかの放送がある。

- 「臨時休業」
- 「自宅待機」
- 「通常通り授業（警報解除が見込まれるため）」

- ② 午前 6 時 20 分頃まで（放送後なるべく早く）に学校より、次のいずれかを、「マチコミメール」（配信できなかった家庭へは電話）で連絡する。

- 「臨時休業」
- 「自宅待機」
- 「警報解除が見込まれるためいつも通りの登校」
- 「始業時刻を遅らせて登校」

※ 基本的に、まちコミメールと町内放送の内容は同じ。学校の状況により、「始業時刻を遅らせて登校」する場合がある。

イ 登校中に警報が発表された場合

保護者や地域の方の指示で引き返せる児童は帰宅する。既に登校した児童は学校で待機し、家庭に連絡して引き渡す。児童の安全のため、教職員が校区内を見回る。

※ マチコミメールにより、必要に応じて以後の対応について知らせる。

ウ 在校中に警報が発表された場合

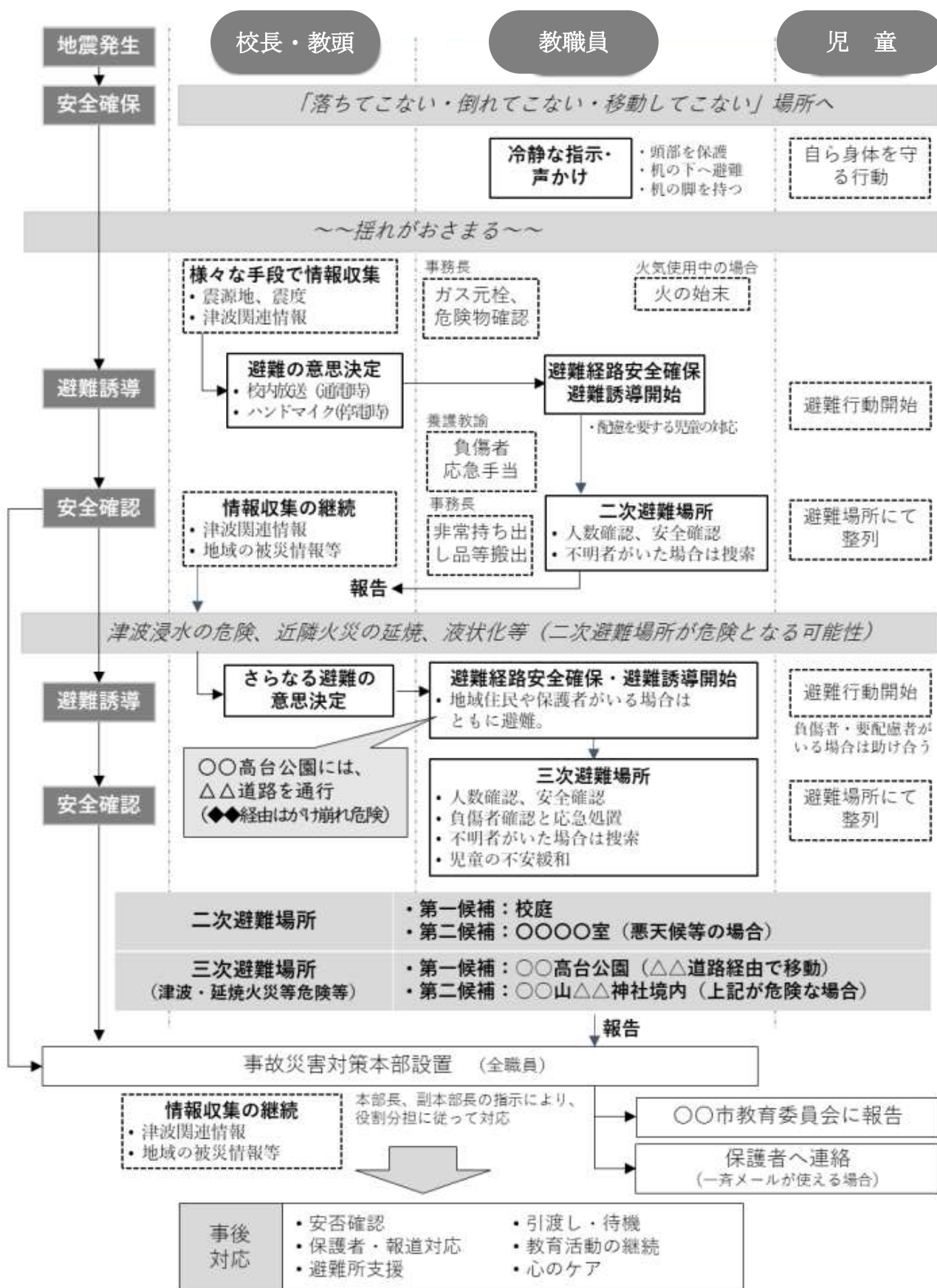
状況を判断し、教職員引率の下集団下校をし、自宅待機とする。ただし、すぐに下校させることが危険だと判断した場合は、学校で待機させ、引き渡す。

※ 状況に応じて、マチコミメールにより対応を知らせる。

エ その他

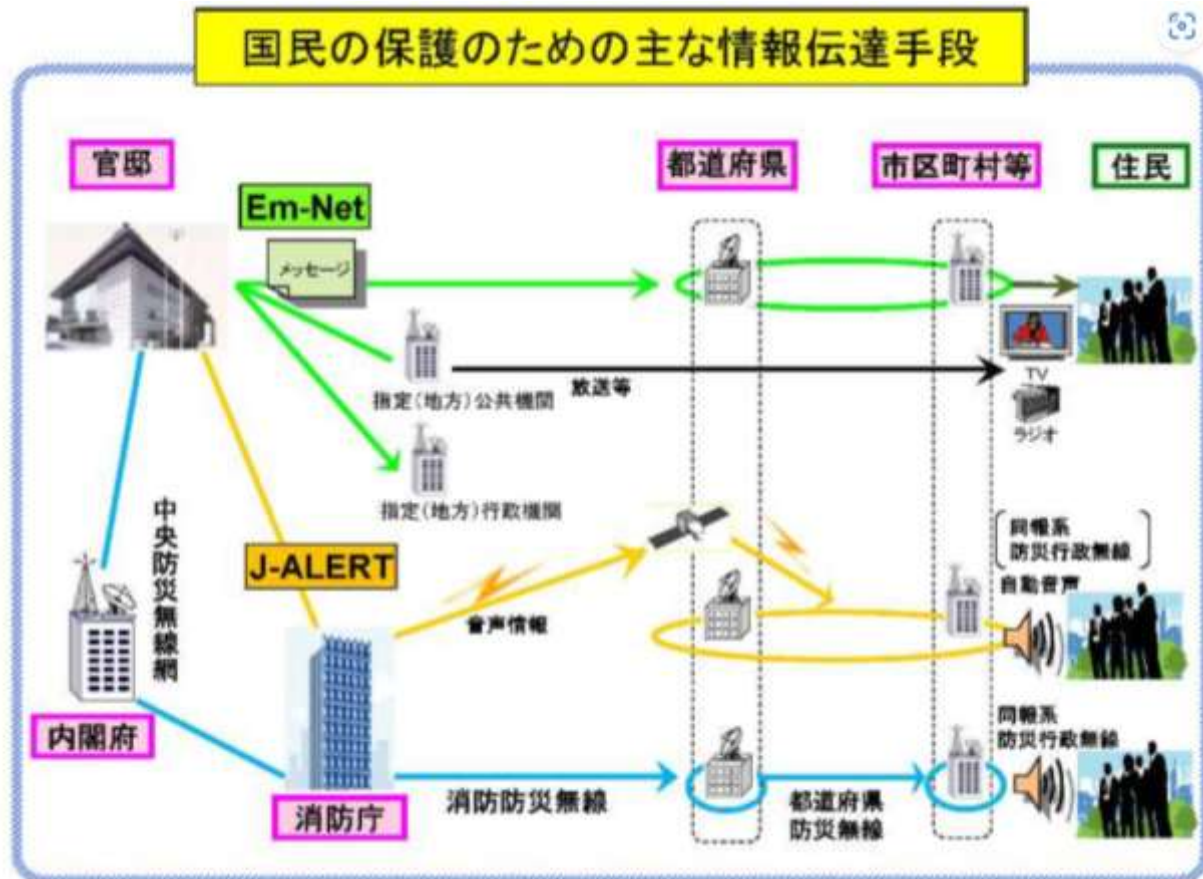
- 臨時休業になった場合を想定し、年度当初に家での過ごし方等の生活指導を行う。
- 警報が発表されている場合は、風雨が強まることや小田川の水位が上がることを児童に知らせ、外出を控え安全に留意するよう啓発する。

(8) 地震発生直後の対応フロー（授業中）



(9) 国民保護情報(弾道ミサイル発射 J アラート)を想定した対応

国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があるときは、警報を発令し、直ちに都道府県知事等に通知する。また、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対し、住民の避難措置を講ずるよう指示する。これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行い、市町村の住民広報を通じて住民に情報が伝達される。武力攻撃事態等においては、このような情報が迅速かつ確実に伝達されることが大変重要となる。このため、国民保護のための情報伝達の手段については、防災無線、衛星通信など複数の経路を確保することとしている。



ア ミサイル発射情報後、避難 J アラートが流れたら

【屋外にいる場合】

- 近くのできるだけ頑丈な建物(コンクリート製)や地下街などに避難する。
- 近くに適当な建物がない場合は、物かげに身をかくすか地面にふせ、頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

① 登校前

- ・ 「自宅待機」とする。上記を参考に、身を守る行動を取る。

② 登校途中

- ・ 弾道ミサイルは、発射後 10 分以内に到達する可能性がある。近くに、自宅や学校がある場合は自宅や学校に、ない場合は近くのできるだけ頑丈な建物内に避難する。

③ 在校時

- ・ 速やかに教室等の屋内に避難する。
- ・ 窓の近くをできるだけ避け、机の下等で身を守る行動を取る。

イ 近くにミサイルが着弾したら(学校内外共通)

① 屋外にいる場合

- ・ 口と鼻をハンカチでおおい、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上に避難する。

② 屋内にいる場合

- ・ 換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして屋内を密閉する。

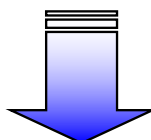
ウ 自動車の車内にいる場合

- ・ 燃料のガソリンなどに引火する恐れがある。車を止めて、頑丈な建物等へ屋内避難をする。

原子力災害の対応 1

1 正確な情報提供等

➤ 万一、原子力緊急事態が発生した場合には、国、県、市町のテレビ、ラジオ等による緊急放送等により情報を収集する。 ➤ 災害対策本部と綿密に連絡を取ることが不可欠である。 ➤ 事前に都道府県や市町の対応内容、児童生徒等のとるべき行動などについて把握しておく。	✓一斉放送 ✓テレビ ✓ラジオ ✓広報車 ✓インターネット等
--	--



原子力災害の対応 2

2 適切な退避と避難

屋内退避	➤屋内に退避することは、屋根や壁などで放射線を遮ることになるので、外部被ばくを低減させる効果がある。 ➤また、屋内の気密性を高めることで放射性物質の浸入を抑え内部被ばくを抑えることもできる。 ➤屋内退避は、避難に比べて日常生活に近く、テレビ・ラジオからの報道に接することができるため、予測被ばく線量が小さいときに有効であると考えられる。	児童生徒等への指示 ✓ドアや窓を全部閉める。 ✓換気扇などを止める。 ✓外から帰ってきた人は顔や手を洗う。 ✓防災行政無線、広報車、テレビ・ラジオなどの正しい情報を得る。 ✓食器にフタをしたりラップをかける。
コンクリート 屋内退避	➤コンクリート建物は、木造家屋よりも放射線の遮へい効果が大きく、一般的に気密性も高いので、内部・外部被ばくの防護効果が高いと考えられている。 ➤個人住宅の屋内退避では、被ばくの低減効果が小さい場合があり、コンクリート建屋への退避指示が行われる場合がある。	木造より防護効果がある。
避難	➤避難は、環境へ放出された放射性物質から遠く離れ、放射線による外部被ばく及び内部被ばくを防ぐための手段である。 ➤避難に当たっては、県や市町の指示に従う。	避難する上での注意事項 ✓集合場所へは徒歩で、持ち物は最小限にする。 ✓ガス・電気の消火消灯する。 ✓戸締りをしっかりする。 留意事項 ✓隣近所にも知らせる。 ✓持病のある児童生徒等は常備薬を忘れずに持参する。

(11) 校外学習中・校内行事開催中の事故・災害等が発生した場合の対応

ア 校外活動中の対応

校長は、校外活動中に事故・災害等が発生した場合、引率責任者（当該活動の引率に当たる教職員を統括する者）と連絡・協議の上、校外学習活動の中止及び児童の引き渡し方法（学校に戻っての引き渡し、又は現地での引き渡し）を判断する。通信手段の途絶等により、校長と校外学習中の教職員との連絡が取れない場合は、引率責任者が校長に代わり、この判断を下すものとする。校外活動中止・引き渡しの判断に際しては、情報収集手段で得られた情報及び引率責任者による現地状況等の情報を基に、既定の判断基準に準じて、児童の安全を最優先とした判断を下す。特に、現地引き渡しについては、保護者が現地まで移動する必要性を踏まえ、その安全にも配慮して慎重に判断するものとする。校外学習の中止と引き渡し方法を決定した後は、校長は、以下の対応を指示する。

災害対策本部 (校長・教頭・ 教務主任・各担当)	○ (現地引き渡しの場合) 現地引き渡し場所の安全に関する報告を踏まえ、現地引き渡し場所の決定 ○ 一斉メール配信を用いた保護者への連絡 ・ 引き渡しを実施する旨、引き渡し場所、引き渡しカード持参 ・ 保護者の安全最優先（無理に引き渡し場所に来ない） ○ 引き渡し状況に関する情報の集約 ○ 教育委員会への報告
引率責任者 引率教員	○ (現地引き渡しの場合) 事前に確認した現地引き渡し場所の安全確認、本部への報告 ○ 引き渡し準備（校外活動用引き渡し用名簿の準備） ○ 児童の安全を確保しつつ、引き渡し場所へ移動 ○ 事故・災害等に関する情報の継続的収集 ○ 到着した保護者から順次、引き渡しを実施 ・ 保護者等の確認（引き渡し名簿記載の引き取り者以外への引き渡しは、要領に従って複数の教職員の確認を行う。） ・ 今後の連絡先、避難先等の確認 ・ 引き渡しの記録（「引き渡し確認・記録様式」を利用） ○ 災害対策本部への引き渡し状況の報告 ○ 残っている児童の保護

イ 校内行事開催中の対応

校内行事開催中に事故や災害等が発生した場合には、在学中の授業時と同様に対応することを基本とする。校内行事の実施場所の特性を生かし、避難場所としてそのまま利用したり、一斉の避難指示を行ったりする。また、保護者が参加している校内行事の場合（運動会、学芸会等）は、保護者とともに避難を開始し、必要に応じで引き渡しを実施する。保護者が参加している際には、避難誘導や救助要請も、可能な範囲で要請する。

4 事後の危機管理

(1) 安否確認

ア 安否確認の判断基準

校長は、下記の基準に該当する場合、その他必要と判断した場合に、教職員に指示して、児童の安否を確認する。

	安否確認実施基準（目安）
在校中 校外学習中	○ 事故・災害等の発生により、その場で身を守る行動（一次避難）以上の避難行動を取った場合
登下校中	○ 震度5弱以上の地震が発生した場合 ○ 大雨等に関する5段階の警戒レベルのうち、レベル3（高齢者等避難）以上が発表された場合 ○ 内子町内で突風・竜巻・雷による被害が発生した場合 ○ 通学路上で、内水・河川の氾濫、土砂崩れ、その他の災害による被害が発生した場合 ○ 学区内で不審者等の情報が入った場合
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）	○ 震度6弱以上の地震が発生した場合 ○ 学区内で、気象災害、土砂災害等による大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ○ その他、学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ等）した場合など

イ 安否確認の役割分担・方法

安否確認の役割分担・方法は、原則として下表のとおりとする。校長は、下表の役割分担により安否確認を担当する教職員が不在・被災などのため対応困難な場合、直ちに代理の者を指名する。

		役割分担	方法
在校中	授業中	各授業の担当教職員	名簿を用いる
	休憩時間・放課後	学級担任	
	学校行事中		
校外学習中		引率教職員	
登下校中		学級担任	保護者連絡先 （電話、メール）への連絡
		学級担任以外	地域を分担し通学路をたどる （沿道の店・民家、子ども 110 番の家なども確認）
夜間・休日・休暇中等 （学校管理外）		学級担任（兄弟姉妹が在籍する場合は、最年長児童の学級担任）	保護者連絡先 （電話、メール）への連絡

(2) 被災児童の保護者への対応

ア 事故・災害等発生時の連絡

校長は、事故・災害等が発生し児童が被災した場合、自ら又は他の教職員に指示して、当該児童の保護者に以下のとおり速やかに連絡を入れる。

- 第一報：事故・災害等の発生後、できるだけ速やかに連絡する。その際、事故等の概況、けがの程度、応急処置・救急搬送依頼の状況など、最低限必要とする情報を整理した上で、提供する。
- 第二報：事故等の状況や被害の詳細、搬送先の医療機関名など、ある程度の情報が整理できた段階で連絡する。

イ 担当窓口の指名

校長は、事故・災害等が発生し被災した児童の保護者等に対応するため、連絡・支援等の窓口となる担当者を以下のとおり指名する。

事故・災害等の状況	窓口担当者
○ 死亡事故 ○ 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病 ○ その他、複数の児童・教職員が被災するなど 重篤な事故・災害等	教頭
その他の事故・災害等	各学級担任

ただし、上記の窓口担当者が当該事故・災害等に直接関係した者である場合、又は被災児童の保護者から別に希望があるなど特段の事情がある場合は、上記の定めによらず別の教職員を窓口担当に指名する。また、多数の児童が被災した場合、教職員も被災した場合など、上記の規定では対応の困難な事態が発生した場合には、速やかに内子町教育委員会に支援を要請し、被災者それぞれの保護者・家族に連絡・支援等を行う体制を確立する。なお、被害児童の保護者への支援は継続的に行う必要があることから、人事異動により窓口担当者が交代する場合には、十分な情報共有と引継ぎを行うものとする。

ウ 対応上の留意点

窓口担当者を介した被災児童の保護者への対応に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- 被災児童の保護者の心情に配慮し、丁寧な対応を心掛ける。
- 事実に関する情報を、できる限り迅速に、かつ正確に伝える。
- 被災児童の保護者が希望する場合は、信頼できる第三者として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他専門機関等の紹介・情報提供を行い、相談・支援が受けられるようにする。
- 事故・災害等発生後の段階に応じて、以下のように継続的な支援を行う。

応急対応終了後	○ 応急手当など発生直後の対応が終了した後は、できる限り迅速かつ確実に事実確認を行い、学校側が知り得た事実を正確に伝える。 ○ 基本調査の実施予定について伝える。
基本調査段階	○ 基本調査の経過及び結果について、説明する。 ○ 基本調査の取りまとめに時間を要する場合は、必要に応じて経過説明を行うこととし、最初の説明は調査着手から一週間以内を目安とする。 ○ 今後の調査（詳細調査への移行等）について説明し、保護者の意向を確認する。
詳細調査段階	○ 詳細調査の実施主体（内子町教育委員会）が実施する調査の経過報告・最終報告や、保護者の意向確認に、必要に応じて協力する。

- 在校児童への説明、緊急保護者会等による他の保護者への説明、報道発表などを実施する場合は、保護者の了解を得るとともに、発表内容を確認していただく。特に、氏名、年齢、傷病の程度、傷病に至った経緯など、プライバシーに関わる情報に関しては、公表の可否を必ず確認する。
- 被災児童が死亡した場合は、特に次のような点に配慮する。
 - ・ 被災児童の保護者の意向を確認の上、学校として通夜や葬儀への対応方針を定める。
 - ・ 被災児童の保護者が学校との関わりの継続を求める場合は、他の児童の気持ちにも配慮しつつ、クラスに居場所を作るなどの工夫をする。
 - ・ 被災児童の保護者の意向を確認の上、卒業式など学校行事への参列についても検討する。
- 被災児童の兄弟姉妹が在校している場合は、そのサポートを行う。兄弟姉妹が他校に在校している場合は、当該校と連携してサポートを行う。

(3) 児童、保護者への説明

校長は、事故・災害等が以下の基準に該当すると判断される場合、在校児童及び保護者に対してその概要等を説明する機会を設け、憶測に基づく誤った情報や不安等の拡大防止に努める。なお、説明を実施するに当たっては、事前に被災児童の保護者に対して説明内容の確認を依頼し、説明実施についての承諾を得る。

【児童・保護者への説明を実施する事故・災害等の基準】

- 死亡事故
- 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病
- 複数の児童・教職員が被災するなど重篤な事故・災害
- その他、報道・インターネット等を通じて、児童・保護者が見聞する可能性が高いと考えられる事故・災害

ア 児童への説明

児童に対しては、緊急集会等の開催、又は学年・学級ごとの説明を行い、事故・災害等の概要を説明する。その際、心のケアに配慮し、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの支援・助言を受ける。

イ 保護者への説明

保護者に対しては、まず文書にて情報提供した上で、必要に応じて緊急保護者会等を開催する。

【保護者宛て文書の記載内容（例）】

- 事故・災害等の概要（判明した事実の概要）
- 休校措置・再開の目途など
- 保護者説明会の開催予定
- 心のケア等に関する取組
- その他、必要と考えられる事項

【緊急保護者会における説明内容（例）】

- 事故・災害等の概要（発生日時、場所、被害者、被害程度 等）
- 被害者への対応（その後の経過、保護者との連携状況 等）
- 今後の対応（心のケア、安全対策、休校措置、関係機関との連携 等）
- 保護者への協力依頼事項（家庭での配慮、地域情報の提供 等）

なお、緊急保護者会等を開催する場合には、PTAと協議の上、希望する保護者が可能な限り参加できるよう、その開催日時等について配慮するとともに、出席できなかった保護者への対応についても検討する。

(4) 報道機関への対応

ア 対応窓口の一本化

校長は、報道機関への対応が必要と判断された場合、内子町教育委員会に連絡し、学校・委員会のいずれが対応窓口となるかについて協議する。協議の結果、学校にて対応することとなった場合は、校長が窓口担当者となり、窓口の一本化を図る。なお、校長が事故・災害等の対応に専念する必要がある場合、多数の報道機関への対応が必要となるなど学校単独での対応が困難な場合は、内子町教育委員会に支援を要請する。

イ 報道機関への対応上の留意点

- 正確な事実情報の提供：個人情報、人権などに最大限配慮しつつ、事実に関する正確な情報を提供する。このため、発表内容については、以下の点に留意する。
 - ・ 可能な限り、警察・消防など当該事故・災害等への対応に関わった関係機関の情報等を収集し、事実確認を行う。
 - ・ 事前に被災児童の保護者の意向を確認し、発表内容についての承諾を得る。
 - ・ 内子町教育委員会に対し、発表内容の確認を依頼するとともに協議を行う。
- 誠意ある対応：報道を通じて、学校の対応状況や今後の方針等が広く保護者や地域に伝えられることを踏まえ、学校と報道機関との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応する。
- 公平な対応：報道機関ごとに提供する情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。このため、報道機関への発表内容は、文書として取りまとめ、これを配布するとともに、当該文書に記載された範囲を大きく超える内容について一部報道機関のみに提供することのないよう留意する。
- 報道機関への要請：報道機関の取材により学校現場に混乱が生じるおそれのある場合は、取材に関しての必要事項等を文書として提供し、報道機関へ協力を要請する。

【取材に関する必要事項（例）】

- ・ 校地・施設内の立ち入り可能箇所、取材場所・時間
- ・ 児童、教職員への取材（撮影、録音）の可否
- ・ 報道場所の提供や、記者会見の予定など
- 取材者の確認と記録：取材を受ける際には、取材者（社名、担当者氏名、電話番号など連絡先）を確認し、取材内容とともに記録を残す。
- 明確な回答：取材への回答で誤解等が生じないように、以下の点に留意する。
 - ・ 確認の取れた事実のみを伝え、憶測や個人的な見解を述べることは避ける。
 - ・ 把握していないこと、不明なことは、その旨（「現時点ではわからない」等）を明確に伝える。
 - ・ 決まっていないこと、答えられないことは、その旨を理由とともに説明するとともに、回答できる時期の見込み等を示す。
 - ・ 説明に誤りがあったことが判明した場合は、直ちに取材者に訂正を申し出る。
- 記者会見の設定：多数の取材要請がある場合は、内子町教育委員会と協議の上、その支援を受けて、時間・場所を定めた記者会見を行う。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化を検討する。

(5) 教育活動の再開

ア 授業の再開

次の事項の確認、確保、あるいは確保の見通しができしだい、内子町教育委員会と協議し、授業を再開する。

- ① 児童及び教職員の安全確認ができた場合
児童が校区外に避難している場合は、避難の長期化が予想されるため、避難場所での就学を関係者と協議する。
- ② 校舎・設備等の安全確認及び授業スペースの確保ができた場合
スペースが十分確保できない場合、学年合同授業を行う。状況によっては、代替え施設等での授業の再開を検討する。
- ③ 児童の健康、安全が守られるレベルのライフラインが確保できた場合
(電気、ガス、水道等)
- ④ 通学路や地域の安全確保ができた場合
- ⑤ 教科書、教材等がある程度確保できた場合
- ⑥ 児童及び保護者との連絡方法が確保できた場合

イ 学校給食の再開

次の事項の確認、確保ができしだい、内子町教育委員会と協議し、保健所の指導を受け、学校給食を再開する。

- ① 施設・設備の安全確認ができた場合
 - ・ 専門家・業者による電気・ガス・水道の点検を受ける。
 - ・ 状況によっては、完全給食ではなく、簡易給食など柔軟な対応を検討する。
 - ・ 他の施設等からの受給も検討する。
- ② 調理師等関係職員の確保ができた場合
- ③ 給食物資の確保と供給の見通しができた場合

ウ 教育活動の再開準備

○ 教職員、児童生徒の状況確認

電話、メール、家庭・避難所訪問、避難者名簿、安否確認システム、災害伝言ダイヤルなど利用可能な手段は全て活用する。また、安否確認の日を表示したり、集合させて直接確認したりして、その他の者の聞き取りを行う。

【具体的な確認内容等】 ※一覧表に整理しておく。

- ①本人及び家族の安否（負傷状況・死亡・不明）、②住居の被害状況（全壊・半壊）
③避難場所、④連絡方法、⑤登校の可否（できない理由）、⑥学用品や教科書の状況

○ 施設・設備等の状況確認

- ①校舎等の安全確認と教室確保、②ライフライン、③トイレの確認

○ 教材等の確保

不足が少数の場合は、コピー、印刷、貸借、共用により対応する。相当数が不足する場合は、卒業生や上級生から集めるなど協力を求める。

○ 児童・教職員への教育再開計画の周知

被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら、準備を始める必要がある。校長は、災害対策本部の組織を再編し、再開に向けた準備に必要な班を組織し、人員配置を行う。

【教育再開計画の周知】

- ①各避難場所等に掲示（貼紙等）、②テレビやラジオ等のマスコミ、③メール発信及び電話連絡

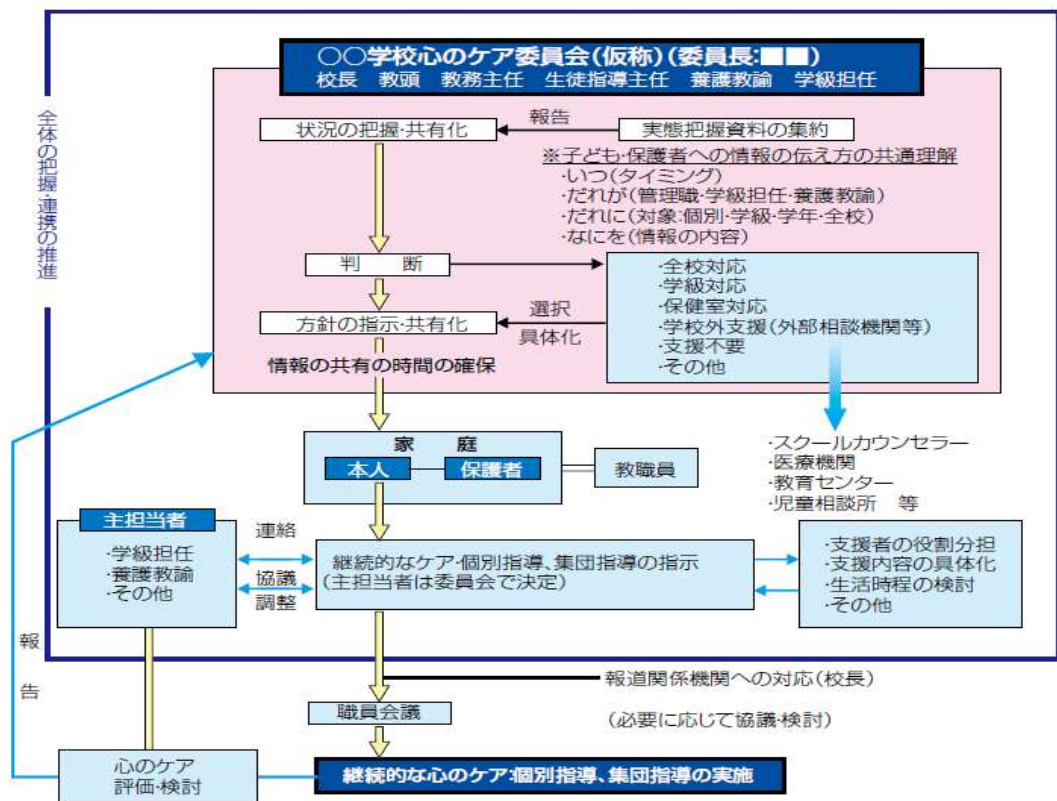
エ 内子町教育委員会への連絡

- 報告事項
 - ①出勤可能教職員数、 ②登校可能児童数、 ③転学希望者状況
 - ④不足する教科書・学用品の状況
- 協議事項
 - ①学校施設の復旧（ライフライン）、 ②仮設施設・設備の建設
 - ③不足教職員についての応援体制・配置、 ④登校日と授業再開日程
 - ⑤授業形態

オ 諸機関への連絡先

南予教育事務所 (代) 0895-22-5211 (内線453番・454番・461番) 0895-28-6153 (直通電話)	*喜多郡担当教職員課長 (井上 武彦)
内子町教育委員会 (学校教育課) TEL 0893-44-2124 FAX 0893-44-6137	*教育長 (林 純司) *事故・災害等担当 (中田佳奈子 係長) *勤務時間外 (城戸 玲順 課長補佐)
内子町役場	(代) 0893-44-2111
大洲警察署	0893-25-1111
内子交番	0893-43-0110 (FAX兼)
大瀬駐在所	0893-47-0201 (FAX兼)
大洲消防本部	0893-24-0119 (FAX兼)
内子消防署	0893-43-0119
学校医 大村小児科	0893-44-7117
学校歯科医 武岡歯科医院	0893-44-6480
学校薬剤師 (藤岡 達矢)	0892-50-1012

心のケアに関する危機管理マニュアル(例)



危機発生時健康観察表(例)

番号	調査項目	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1	食欲がない						
2	眠れないことがある						
3	おなかが痛いことがある						
4	吐き気がすることがある						
5	下痢をしている						
6	皮膚がかゆい						
7	目がかゆい						
8	頭が痛いことがある						
9	尿の回数が増えた						
10	食べ過ぎることがよくある						
11	なんとなく落ち着かない						
12	悩んでいることや困っていることがある						
13	何となくからだがだるい						
14	イライラして攻撃的になる						
15	急にふさぎ込んでしまう						
16	ボーッとしている						
17	いつもと様子が違う(元気がない、元気が良すぎる等)						
18	保健室の利用が増えた						
19							
20							

メモ

実施方法

- (1) 該当する項目や内容があれば「○」を記入する。
 - (2) 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全校的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、対応について検討する。
 - (3) ほかに必要な項目があれば随時追加する。
- * 平常時に使用している健康観察表と併せて活用する。

(6) 教職員の心のケア

ア 管理職の対応

校長は、事故・災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び事故・災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を行政に委ねる。
- 報道対応の窓口を一本化する。
- 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- 事故・災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- 状況により、心の健康に関するチェックを行う。
- 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子供に関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

イ 教職員の対応

教職員は、事故・災害等が発生した後に児童への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心掛ける。

- 個人のできることに限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調はだれにでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める

(7) 調査・検証・報告・再発防止等

ア 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

① 調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- | |
|---|
| a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故 |
| b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災児童の保護者の意向も踏まえ、内子町教育委員会が必要と判断した事故 |

ただし、このうち b) については内子町教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

② 調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校長	＊ 基本調査の全体統括・指揮
教頭	＊ 基本調査の取りまとめ ＊ 教職員に対する聴き取り
教務主任	＊ 基本調査の取りまとめ補佐 ＊ 教職員に対する聴き取り（記録担当） ＊ 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（記録担当）
学級担任又は養護教諭	＊ 事故・災害等の当事者児童及び目撃児童に対する聴き取り（児童が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは内子町教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③ 調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた児童への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家を同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- | |
|--|
| ＊ 記憶していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。 |
| ＊ 一人の記憶に頼るのではなく、複数の人の記憶を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。 |
| ＊ 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。 |
| ＊ （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出したりしないこと。 |

イ 評価・検証と再発防止対策の推進

① 危機対応の評価・検証

調査担当（校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い、問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下を基本とする。

発生時の対応	* 児童の安全確保は適切に行われたか * 校内の緊急連絡体制は機能したか * 関係者・関係機関への連絡は適切に行われたか * 情報収集・管理は適切に行われたか 等
発生後の対応	* 児童・保護者への対応は適切に行われたか * 校内の対策本部体制は機能したか（役割分担、情報共有・伝達等） * 関係者、関係機関との連携は適切だったか * 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	* 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか * 教職員への周知や研修・訓練に不足していた点はないか * 児童への安全教育に不足していた点はないか * 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

② 再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・教頭・教務主任）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- * 教職員への説明・意見聴取（職員会議等）
- * 被災児童保護者への説明・意見聴取
- * その他保護者への説明・意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- * 関係機関等への説明・意見聴取

大瀬小学校防災マニュアル（概要版）

1 非常変災時対応の基本

	地震（震度4以上）	風水害 特別警報（大雨・暴風・暴風雪・大雪）、警報（上記＋洪水）
登校前	- 安全を確認し、登校（震度4）（メール配信） - 震度「5弱」以上は、原則「自宅待機」	- 原則「自宅待機」→「登校か臨時休業か」（①町内放送、②メール配信） （内子給食センターへの連絡は校長会より）
在校中	1 授業継続又は、打切り（メール配信） 打切りの場合、集団下校（引率） 2 震度「5弱」以上で、保護者への引き渡し	- 気象状況を見て判断（メール配信） ①学校待機 ②集団下校（引率） ③保護者への引き渡し
報告	1 教育活動への影響調査報告（①8:10 ②14:00） ※ 影響がある場合のみ 2 文教施設等の災害報告（①8:10 ②11:40 ③速やかに（震度5以上））	

2 教職員の参集体制等（夜間・休日）

	災害	参集者	通学路点検	安否確認	施設・設備点検
一次参集	震度4 第2次配備	なし	×	×	後日
二次参集	震度5弱 第3次配備	校長・教頭 教務、生徒指導主事 連絡のあった者	○	状況判断	○
	震度5強		○		○
三次参集	震度6弱以上 第4次配備 〈避難勧告〉	全職員（体調不良者、要支援者を扶養している者等除く）	○	○	○

※風水害に対する配備については、小田川水位で判断される。

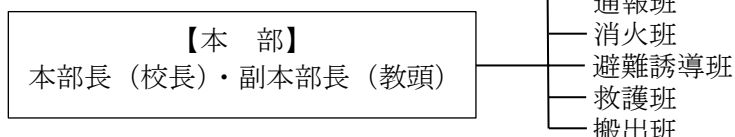
3 震災時の基本行動

状況	激しい揺れ（余震）	揺れが止まって（校舎内の安全確認）	避難決定（校舎外に避難）	安否確認（保護者への連絡）
基本行動	- 放送を聞く。 - 頭を守る。（タソコムシのポーズ）	- 避難口の確保 - 火気、電気の始末 - 避難指示の放送	- 避難路の安全確認 「お・か・し・も・ち」の徹底	- 人員点呼→本部 - 負傷者への対応 - 保護者への引渡
	【指示の基本】 ○ガラスや棚から離れなさい。 ○机の下にもぐって机の脚を持ちなさい。 ○頭を守りなさい。 ※ 落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所を確認		【第1次 避難場所】 運動場（運動場鉄棒前） ※水害・土砂災害時；校舎2階 【第2次 避難場所】 大瀬自治センター・米蔵・大瀬の館 * 津波は想定しない。	

4 学校災害対策本部の設置

(1) 学校災害対策本部の組織

災害の規模・被害状況等を踏まえ、原則として、**震度5弱以上**の地震が発生した場合には、学校災害対策本部（校長室・職員室）を設置し、学校として組織的な災害対応に当たる。



(2) 各班の任務 ※校長（本部長）不在時の職務代理者（順）

名称	担当	主な対応
本部	校長（本部長） 教頭（指揮係）	- 被害状況の把握、避難の実施方法の決定 - 外部機関との渉外等、一斉の指揮、監督、折衝
通報班	事務職員 教務主任	- 本部の指示による緊急放送 - 児童の避難後、本部と各班との連絡
消火班	学級担任外	本部の指示により、初期消火

		(生命の危険をおかすような行動はしない。)
避難誘導班	各学級担任 支援員等	・児童の避難誘導 ・避難後、児童の掌握管理
救護班	養護教諭等	・負傷者等の応急処置 ・医療機関との連絡
搬出班	学級担任外 事務職員、校務員	・重要書類の搬出保管

5 避難所として学校の対応

(1) 避難所としての運営

避難所の運営は、町災害対策本部当局によって行なわれる。学校が行うのは震災直後から町当局の責任者の到着までの間の経過的な措置であり、避難所運営が円滑に行なわれるようにするための準備である。

ア 児童の安全確保（安否確認、保護者への引き渡し）

イ 避難所としての準備・運営

開放区域の明示、避難者の誘導（自家用車原則乗入禁止）、救護物資の配分、衛生環境（仮設トイレ、ごみの収集）の整備、避難者の名簿作り、情報連絡活動、自主防災組織への移行

ウ 食料、生活必需品等備蓄状況（校舎1階備蓄室）

非常食※ ビスコ125袋 クラッカー48袋

飲料水※ 500ml×96本

寝袋(16)、安定ヨウ素材(1,000丸)

(2) 災害用伝言ダイヤル「171」（いない） ※ 震度6以上の災害発生時

職員室—教頭机上の電話（0893-47-0002）※災害時優先電話

(3) 大瀬地区（大瀬小校区）避難所リスト

大瀬小学校（収容人数280人）

大瀬自治センター（310人）

6 保護者への引き渡し

(1) 待機・引き渡しの判断

地震発生



被害状況把握、校区の状況把握



下校等の判断

下校させる

震度4以下

授業継続又は、打切りの判断
打切りの場合、集団下校（教職員引率）

※ すぐに帰宅させるのではない。地震の状況判断をし、下校時刻までは学校で待機・保護。

原則として、震度「5弱」以上で、
保護者への引き渡し

学校待機・保護

⇒ 保護者への引き渡し

震度5弱以上の地震

※ 学校で待機・保護する場合

①保護者へ連絡（メール配信、緊急地区別連絡）【災害用伝言ダイヤル171の利用】

②震度について、保護者は報道等でも確認

③家族に引き渡すまでは学校で保護

※保護者不在の児童への配慮



引き渡し方法

- 1 引き渡し場所は、原則運動場または体育館とし、地区（登校班）毎に整列して行う。
- 2 引き取り者は、原則として徒歩で来る。
- 3 引き渡しは、引き渡しカード（忘れた場合は身分証明書）で確認をして、確実に行う。

7 原子力災害の対応（伊方原発からの距離 約32.6km）

(1) 正確な情報収集（テレビ・ラジオ等による緊急放送等）

(2) 適切な退避と避難

ア 室内退避（コンクリート建物優先、ドアや窓の閉鎖、ガス・電気の消火消灯）

イ 屋外避難（県や町の指示に従う。＊安定ヨウ素剤の服用）＊1,000丸（消費期限2029年4月）

内子町立大瀬小学校 (TEL) 0893-47-0002 (FAX) 0893-47-0032

住所 791-3361 愛媛県喜多郡内子町大瀬中央 4567（北緯度 33° 57' 東経 132° 71'）

海拔 約 99m 伊方原発からの距離 約 40km 以内

◆改訂履歴一覧

版 数	発行年月日	改 訂 概 要
第 1 版	令和 5 年 3 月 1 日	初版 前年度までの学校防災マニュアルを改変
第 2 版	令和 5 年 8 月 31 日	前年度までの学校危機マニュアルを改変
第 3 版	令和 6 年 8 月 31 日	前年度までの学校危機マニュアルを改変
第 4 版	令和 7 年 9 月 1 日	前年度までの学校危機マニュアルを改変